

自治労資料2023第25号
2023年5月20日
東京・自治労会館6F
ウェブ会議

2023年度 社会福祉評議会第2回全国幹事会 議案・資料集

全日本自治団体労働組合

目 次

次 第	3
<報告 資料>	
I 経過報告	7
II 部会報告	
(1) 保育部会	13
(2) 介護部会	14
(3) セーフティネット部会	20
(4) 児童相談養育部会	39
(5) 社会福祉事業団労組協議会	41
(6) 障害労働者全国連絡会	42
(7) 社会福祉協議会労働組合ネットワーク	44
III 地連報告	
(1) 北海道地連	49
(2) 東北地連	51
(3) 関東甲地連	52
(4) 北信地連	53
(5) 東海地連	54
(6) 近畿地連	55
(7) 中国地連	56
(8) 四国地連	57
(9) 九州地連	58
IV 社会福祉評議会各種調査について	
・2023年度「保育所・学童保育等職場のヒヤリハット調査」について	63
<協議事項 資料>	
1. 社会福祉評議会を取り巻く情勢と当面の取り組みについて（案）	75
2. 2024年度社福評幹事会・集会のあり方について	85
3. 保育職場の人員確保・職員配置基準改善に向けた取り組みについて	86
4. 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める自治体意見書採択について	90

5. 新採・未加入者対策について	99
6. 幹事の講師依頼にかかる費用について	102
7. 2023年度社会福祉評議会の主な集会・会議日程予定について	104
8. 2023年度社会福祉評議会役員体制について	106

<資 料>

1. 参考資料	
① 岸真紀子参議院総務委員会での質疑（情報2023第55号）	111
2. 各部会ニュース	116

次 第

- 13 : 30 開 会
議長あいさつ 古 林 明 郎 自治労本部社福評議会議長
本部あいさつ 青 木 真理子 自治労本部副中央執行委員長
- 13 : 45 経過報告
- 13 : 50 部会・地連報告
- <部会>
- ① 保育部会
 - ② 介護部会
 - ③ セーフティネット部会
 - ④ 児童相談養育部会
 - ⑤ 社会福祉事業団労組協議会
 - ⑥ 障害労働者全国連絡会
 - ⑦ 社会福祉協議会労働組合ネットワーク
- <地連>
- ① 北海道地連
 - ② 東北地連
 - ③ 関東甲地連
 - ④ 北信地連
 - ⑤ 東海地連
 - ⑥ 近畿地連
 - ⑦ 中国地連
 - ⑧ 四国地連
 - ⑨ 九州地連
- 14 : 50 休 憩

15 : 05 協議事項

1. 社会福祉評議会を取り巻く情勢と当面の取り組み（案）について
2. 2024年度社福評幹事会・集会のあり方について
3. 保育職場の人員確保・職員配置基準改善に向けた取り組みについて
4. 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める自治体意見書採択について
5. 新採・未加入者対策について
6. 幹事の講師依頼にかかる費用について
7. 2023年度社会福祉評議会の主な集会・会議日程予定について
8. 2023年度社会福祉評議会役員体制について
9. その他

質疑・討論

16 : 30 閉 会

I 經過報告

社会福祉評経過報告

1. 幹事会等

(1) 第2回事事労協三役会

2月8日、ウェブで開催し、①2023年度定期総会の総括、②2024年度全国介護・地域福祉集会について、③新規採用者の組合加入の具体的な取り組み、④社事労協ニュースの発行計画について、⑤社事労協実態調査について、協議・確認した。

(2) 第2回介護部会、社協ネット、社事労協幹事会

介護部会は、2月17～18日、社協ネット、社事労協は、2月18日、東京・自治労会館にて対面とウェブの併用で開催し、①各地連・各県本部・職場の状況、②2024年度全国介護・地域福祉集会について、③新規採用者の組合加入の具体的な取り組みについて、④部会ニュースの発行、等について協議した。

(3) 全国介護・地域福祉集会第1回企画会議

2月18日、東京・自治労会館にて対面とウェブの併用で開催し、2024年度全国介護・地域福祉集会の企画・運営について、各部会のそれぞれの要望をすりあわせ、企画内容について協議した。

(4) 第2回セーフティネット部会・児童相談養育部会幹事会

2月25日、東京・自治労会館にて対面で開催し、「くらしとこどもの福祉を考える全国集会」の進行等について、協議・確認した。

(5) 第2回保育部会幹事会

3月11日、東京・自治労会館にて対面とウェブの併用で開催し、①第43回全国保育集会の企画について、②保育職場の職員配置基準改善にむけた取り組み、③こども家庭庁との意見交換について、④2023年度保育職場等ヒヤリハット調査、⑤「自治労の保育運動」、⑥部会報、⑦新採加入促進ビラについて、⑧地連・県・単組報告、⑨今後の予定について、確認・協議を行った。

(6) 第3回社福評三役会議

4月15日、東京・自治労会館にて対面とウェブの併用で開催し、第2回常任幹事会の運営と当面の課題等について確認・協議を行った。

(7) 社福評第2回常任幹事会

4月15日、東京・自治労会館にて対面とウェブの併用で開催し、各部会、各地連からの報告の確認後、①社会福祉評議会を取り巻く情勢と当面の取り組み、②2023-2024年度の社会福祉評議会の予定について、③社会福祉評議会2023年度役員体制について、協議を行った。

(8) 第3回障労連幹事会

4月22日、東京・自治労会館にて対面とウェブの併用で開催し、①2023年度活動方針（案）、②第42回障労連総会について確認・協議を行った。

2. 諸会議・集会等

(1) 2023年度自治労くらしとこどもの福祉を考える全国集会

2月25～26日、東京・自治労会館にて対面とウェブの併用で開催し、40県本部227人が参加した。冒頭、古林明郎議長、森下総合政治政策局長によるあいさつに続き、岸真紀子自治労組織内参議院議員が来賓あいさつを行った。

その後、全体集会では、中嶋圭子日本ケアラー連盟理事が「ヤングケアラー支援～自治体に求められること」との講演を行い、ヤングケアラーへの支援が必要となる社会的背景や現状、支援の課題、自治体に求められることなどを訴えた。翌日は、分科会として、第1分科会「生活保護・生活困窮者自立支援」、第2分科会「児童相談・社会的養育」を行った。第1分科会では、厚生労働省の担当者からの行政説明に続き、テーマ別意見交換会を行った。第2分科会では、女性相談所、児相（一時保護所）、社会的養護施設、市町村家庭相談員から、それぞれ現場報告を受け、続いて厚生労働省の担当者から行政説明を受けた。

3. 要請行動等

(1) 介護部会による厚生労働省への要請行動

2月17日、介護部会は厚生労働省に対し、介護保険制度に関する要請を実施した。

自治労本部からは門崎社会福祉局長、古林社福評議長、天本介護部会部会長、星野幹事、後藤幹事、大賀幹事、田中幹事が参加し、厚生労働省側からは、林俊宏老健局総務課長ほか9人が対応した。

冒頭、天本部会長から林課長に要請書を手交した後、予め提出をしていた〈別記1-1〉について厚生労働省から回答を受けた。その後、各幹事より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類見直し後の支援や介護人材の確保・離職防止などについて、現場実態を踏まえて意見交換を行った。

〈別記1-1〉

2023年2月17日

厚生労働大臣

加藤勝信様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 川本 淳

介護保険制度に関する要請書

高齢者の尊厳あるくらしを守るための施策の推進に心から敬意を表します。

さて、政府におかれましては、2024年4月の介護保険制度改正にむけ、社会保障審議会において「介護保険制度の見直しに関する意見」の取りまとめが行われたことと存じます。

自治労は、高齢者の尊厳が守られ、利用者本位の持続可能な社会保障制度を確立し、高齢者が住み慣れた地域で生活できる仕組みづくりと介護に携わる労働者が安心して働き続けることができるよう、介護保険制度の一層の充実が重要であると認識しています。

こうした立場から、介護保険制度改正に対して以下の通り要請します。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に伴う支援等について

- (1) 介護サービスの利用者が高齢者、とりわけ後期高齢者や基礎疾患を有する者が多いことに鑑み、新型コロナウイルス感染症の5類引き下げ後も、介護サービス事業所内で感染や濃厚接触者が発生した場合の自治体・医療機関との連携について、支援体制を確立すること。
- (2) コロナ禍においても、介護サービスは、介護を必要とする高齢者にとって必要不可欠なものであることから、事業所内の感染クラスター等で一時的に不足する人員の確保などサービス継続に伴う費用について、引き続き支援を行うこと。
- (3) 感染症の影響によるサービスの利用控えに加え、物価高騰による光熱水費・燃料代の上昇により、介護事業所の経営が圧迫されていることから、安定的なサービス提供のための財政支援を行うこと。

2. 保険者機能の強化・支援について

- (1) 保険者機能強化推進交付金・介護保険者努力支援交付金による財政的インセンティブについて、地域間格差、要介護認定や保険給付の意図的抑制が生じていないか十分検証を行うとともに、調整交付金を財源として活用しないこと。
- (2) 介護サービスの充実を進めるためには、市区町村の財源、人材の拡充が不可欠であることから、支援の強化を行うこと。とりわけ、介護保険制度および地域包括ケアの要である地域包括支援センターについて、業務のひっ迫が常態化していることから、機能維持・人員増のための財源を確保すること。

3. 訪問介護・通所介護について

- (1) 要介護1・2の介護給付である訪問介護、通所介護サービスを地域支援事業に移行しないこと。
- (2) 複数の在宅サービスを組み合わせて提供する複合型サービスの種類の創設について、人材確保や任用要件など現場に混乱が生じないよう措置を講じること。

4. 居宅介護支援にかかる利用者負担について

ケアマネジメントの公平性・中立性を維持する観点からも、居宅介護支援にかかる介護報酬については、これまで通り10割保険給付を継続すること。

5. 介護人材の確保と離職防止について

- (1) 「令和3年賃金構造基本調査」に基づき老健局が作成した資料によると、介護従事者の賃金は全産業平均と比べて月額約7万円の格差があることから、介護産業全体の底上げのため次期介護報酬改定においてはプラス改定を行うこと。加えて、今般の物価高騰における介護従事者の離職防止のため物価上昇率を超える臨時の介護報酬改定を行うこと。
- (2) 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ加算を充実させ、加算制度の一本化にむけ、介護支援専門員をはじめとした処遇改善加算の対象とならない職種、介護サービスに対する拡充を行うこと。なお、3加算について、さらなる申請事務の簡素化をはかること。
- (3) 入国制限緩和による受け入れ再開に伴い、在留資格「特定技能1号」や外国人技能実習生の実習環境、外国人労働者の勤務労働条件、さらには地域社会との共生といったさまざまな課題について、実態の把握・検証と解決策を講じること。
- (4) 介護等業務の負担軽減にむけた取り組みをさらに促進し、安全・安心なサービスを提供すること。また、介護現場における介護ロボット・ICT機器等の導入支援にあたっては、導入に伴う人員配置等の基準緩和を行わないこと。

6. その他

- (1) 介護保険料の軽減など低所得者対策については、必要な財源を確保し行うこと。また、介護保険料の引き上げ、自己負担割合の見直しについて、介護サービスを利用できなくなり要介護度の悪化を招く恐れもあることから、慎重に検討すること。
- (2) 介護老人福祉施設については、有料老人ホームへの入居が困難な低所得者や、処遇困難ケースの受け

皿となるべき施設であるため、必要量の整備を行うよう対策を講ずること。

以 上

4. 教宣物・調査等

(1) 障労連「れんらくかいニュース」

自治労障害労働者全国連絡会は、1月20日に「れんらくかいニュース（第64号）」をデータ配信した。

(2) 「新採・未加入者」への組合加入促進ビラ

社会福祉評議会は、新規採用者、未加入者、会計年度任用職員の組合加入促進の取り組みの一環として、加入促進ビラを作成し、データ配信するとともに、各県本部に配布した。

(3) 介護部会「かいごりニュース」

社会福祉評議会介護部会は、4月4日に「かいごりニュース（第16号）」をデータ配信した。

Ⅱ 部 会 報 告

保育部会

前回の全国幹事会（2022/12/11）以降の経過

1. 幹事会

日程：3月11日（日）11:00～16:00

会場：自治労本部（zoom 配信）

主な協議事項：

- ・第43回全国保育集会について
- ・保育職場の職員配置基準改善に向けた取り組みについて
- ・子ども家庭庁との意見交換について
- ・2023年度保育職場等ヒヤリハット調査について
- ・「自治労の保育運動」の企画について
- ・部会報について
- ・その他

○ 当面の取り組み

1. 保育集会

日程：7月29日（土）～30日（日）

14:00～17:00 全体集会

会場：ニッショーホール、日本教育会館、自治労本部

内容：7月29日（土）

14:00～17:00 全体集会（ニッショーホール）

7月30日（日）

10:00～13:00 分科会【保育・学童・幼稚園】（日本教育会館）

10:00～13:00 分科会【保育現業】（自治労本部）

2. 幹事会

日程：7月28日（金）～29日（土）

場所：自治労本部

主な協議事項：

- ・子ども家庭庁との意見交換について
- ・全国保育集会について
- ・その他

介護部会報告

2023年度第2回介護部会幹事会

日時：2020年2月17日（金）11時～17時、18日（土）9時半～14時

場所：対面、ZOOMにて開催

出席者 星野（北海道）、天本（東海）、後藤（関東甲）

大賀（中国）、田中（四国）、新栞（九州, web）

本部 古林議長、伊原副議長、門崎社福評事務局長、会田書記

16日（金）2階会議室B

11：00～13：30 幹事会：要請打合せ（昼食時間含む）

13：30～ 移動（自治労会館→厚労省）

14：00～15：00 厚労省要請

15：00 移動（厚労省→自治労会館）

15：30～ 幹事会：その他

17：30 1日目終了

17日（土）2階会議室A

9：30～ 集会全体企画

13：00～ 昼食休憩

14：00～ 介護集会企画会議

16：00～ 終了

1. 開 会、部会長あいさつ

2. 自己紹介

3. 経過報告

（1）情勢・介護保険制度の見直しの議論について

（2）各地連（各県本部）の状況について（各幹事より）

4. 協議事項

（1）厚労省要請について

要請項目の確認と役割分担

あいさつ：議長

進 行：部会長

記 録：後藤幹事

意見交換：全員

<別添>

（2）全国介護・地域福祉集会について

① 2023 全国介護・地域福祉集会についての振り返り

② 2024 年度の企画について

日時：2023 年 10 月 or 11 月

場所：仮予約

10/28 (土) 連合会館

11/12 (日) 同 上

(3) 新規採用者の組合加入の具体的取り組みについて

(4) かいごりニュース NO. 16 の発行について

・発行時期、内容、執筆者の確認

5. 次回日程について

○第3回介護部会幹事会

日時：2023年5月13日(土) 11:00~16:00<案>

場所：対面にて開催

○第2回企画会議

介護部会幹事、社事労協(議長、事務局長)、社協ネット(代表、事務局長)

日時：2023年5月14日(日) 10:00~12:00<案>

場所：対面にて開催

○連合「医療・介護フェス2023」

日時：2023年5月20日(土) 10:00~12:00

場所：ウェブにて開催

○第2回全国幹事会

日時：2023年5月20日(土) 13:00~16:30

場所：ウェブにて開催

6. その他

7. 閉会

2023 全国介護・地域福祉集会・第1回企画会議

日時：2023年2月18日(土) 14:00~16:00

会場：2階会議室A 対面・ZOOMにて開催

<社福評三役>

議長：古林明郎(東京) 副議長：佐々木伸一郎(岩手)、伊原尚子(福井)

<介護部会>

天本部長(東海・愛知)、星野幹事(北海道)、後藤幹事(関東甲・東京)、
大賀幹事(中国・山口)、田中幹事(四国・徳島)、新戸幹事(九州・鹿児島)

<社事労協>

白岩議長(東北・山形)、寺林事務局長(北海道・北海道)

<社協ネット>鹿嶋代表(東北・宮城)、安藤事務局長(関東甲・東京)

<本部>

事務局長：門崎正樹、担当書記：会田麻里子

協議事項

1. 全体日程について
2. 全体会のプログラムについて
3. 分科会のプログラムについて
4. 分科会の責任者・担当について
5. 分科会企画について
6. その他

7. 第2回企画会議の開催日程について
日時：5月14日（日）10：00～12：00
場所：対面にて開催予定

2023年2月17日

厚生労働大臣

加藤 勝信 様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 川本 淳

介護保険制度に関する要請書

高齢者の尊厳ある暮らしを守るための施策の推進に心から敬意を表します。

さて、政府におかれましては、2024年4月の介護保険制度改正に向け、社会保障審議会において「介護保険制度の見直しに関する意見」の取りまとめが行われたことと存じます。

自治労は、高齢者の尊厳が守られ、利用者本位の持続可能な社会保障制度を確立し、高齢者が住み慣れた地域で生活できる仕組みづくりと介護に携わる労働者が安心して働き続けることができるよう、介護保険制度の一層の充実が重要であると認識しています。

こうした立場から、介護保険制度改正に対して以下の通り要請します。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に伴う支援等について

- (1) 介護サービスの利用者が高齢者、とりわけ後期高齢者や基礎疾患を有する者が多いことに鑑み、新型コロナウイルス感染症の5類引き下げ後も、介護サービス事業所内で感染や濃厚接触者が発生した場合の自治体・医療機関との連携について、支援体制を確立すること。
- (2) コロナ禍においても、介護サービスは、介護を必要とする高齢者にとって必要不可欠なものであることから、事業所内の感染クラスター等で一時的に不足する人員の確保などサービス継続に伴う費用について、引き続き支援を行うこと。
- (3) 感染症の影響によるサービスの利用控えに加え、物価高騰による光熱水費・燃料代の上昇により、介護事業所の経営が圧迫されていることから、安定的なサービス提供のための財政支援を行うこと。

2. 保険者機能の強化・支援について

- (1) 保険者機能強化推進交付金・介護保険者努力支援交付金による財政的インセンティブについて、地域間格差、要介護認定や保険給付の意図的抑制が生じていないか十分検証を行うとともに、調整交付金を財源として活用しないこと。
- (2) 介護サービスの充実を進めるためには、市区町村の財源、人材の拡充が不可欠であることから、支援の強化を行うこと。とりわけ、介護保険制度及び地域包括ケアの要である地域包括支援センターについて、業務のひっ迫が常態化していることから、機能維持・人員増のための財源を確保すること。

3. 訪問介護・通所介護について

- (1) 要介護1・2の介護給付である訪問介護、通所介護サービスを地域支援事業に移行しないこと。
- (2) 複数の在宅サービスを組み合わせて提供する複合型サービスの種類の創設について、人材確保や任用要件など現場に混乱が生じないよう措置を講じること。

4. 居宅介護支援にかかる利用者負担について

ケアマネジメントの公平性・中立性を維持する観点からも、居宅介護支援にかかる介護報酬については、これまで通り10割保険給付を継続すること。

5. 介護人材の確保と離職防止について

- (1) 「令和3年賃金構造基本調査」に基づき老健局が作成した資料によると、介護従事者の賃金は全産業平均と比べて月額約7万円の格差があることから、介護産業全体の底上げのため次期介護報酬改定においてはプラス改定を行うこと。加えて、今般の物価高騰における介護従事者の離職防止のため物価上昇率を超える臨時の介護報酬改定を行うこと。
- (2) 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ加算を充実させ、加算制度の一本化にむけ、介護支援専門員をはじめとした処遇改善加算の対象とならない職種、介護サービスに対する拡充を行うこと。なお、3加算について、さらなる申請事務の簡素化を図ること。
- (3) 入国制限緩和による受け入れ再開に伴い、在留資格「特定技能1号」や外国人技能実習生の実習環境、外国人労働者の勤務労働条件、さらには地域社会との共生といったさまざまな課題について、実態の把握・検証と解決策を講じること。

- (4) 介護等業務の負担軽減にむけた取り組みをさらに促進し、安全・安心なサービスを提供すること。また、介護現場における介護ロボット・ICT 機器等の導入支援にあたっては、導入に伴う人員配置等の基準緩和を行わないこと。

6. その他

- (1) 介護保険料の軽減など低所得者対策については、必要な財源を確保し行うこと。また、介護保険料の引き上げ、自己負担割合の見直しについて、介護サービスを利用できなくなり要介護度の悪化を招く恐れもあることから、慎重に検討すること。
- (2) 介護老人福祉施設については、有料老人ホームへの入居が困難な低所得者や、処遇困難ケースの受け皿となるべき施設であるため、必要量の整備を行うよう対策を講ずること。

以上

セーフティーネット部会報告

●前回の常任幹事会（2022年11月13日）以降の活動報告

【第1回 セーフティーネット部会幹事会】

- ・日時：2022年12月16日（金）～17日（土）
- ・場所：自治労会館

1. 幹事会スケジュール

(16日)

- 午前中：部会幹事会及び厚労省要請打ち合わせ
- 午後：厚労省要請行動
集会企画会議

(17日)

- 終日：集会企画会議

2. 報告

(1) 全国幹事会について

- ・当面の取り組みについて協議

(2) 2023年度幹事体制について

地連名	幹事名
北海道	(調整中)
東北	(調整中)
関東甲	今橋 孝仁
北信	亀間 妙子
東海	佐藤 達也
近畿	瀧川 敏史
中国	奈良 竜一
四国	田口 勇作
九州	佐藤 剛士 (部会長)

3. 協議事項

(1) 厚労省要請について

- ・要請項目の確認と役割分担

(2) 2023年度自治労くらしとこどもの福祉を考える全国集会の企画について

- ・日時：2023年2月25日（土）～26日（日）
- ・場所：自治労会館・主婦会館
- ・形式：対面とウェブ

(3) セーフティーネット部会における当面の課題について

- ・医療扶助のオンライン資格確認等について
- ・生活保護の国保加入に対する自治労の考え方について

【第2回 セーフティーネット部会幹事会】

- ・日時：2023年2月25日（土）
- ・場所：自治労会館

1. 協議事項

- ・集会全体と分科会の運営及び役割の最終確認

【厚生労働省要請行動】

- ・日時：2022年12月16日（金） 13：30～14：30
- ・場所：厚生労働省
- ・要請内容と厚労省回答（別紙参照）

【2023年度自治労くらしとこどもの福祉を考える全国集会について】

- ・日時：2023年2月25日（土）～26日（日）
- ・場所：自治労会館・主婦会館
- ・形式：対面とウェブ
- ・参加者数：226人
（内訳）全体会：187人（対面88人）
第1分科会：100人（対面49人） 第2分科会：118人（対面51人）

<全体会>

- 13：00 開会
議長あいさつ 古林 明郎 社会福祉評議会議長
本部あいさつ 森下 元 自治労本部総合政治政策局長
来賓あいさつ 岸 まきこ 自治労組織内参議院議員
- 13：20 基調提起 各部部长
- 13：40 講演①「ヤングケアラー支援 ～自治体に求められること～（仮）」
中嶋 圭子 一般社団法人日本ケアラー連盟理事
- 15：00 質疑応答（10分）
- 15：10 休憩（10分）
- 15：20 講演②「沖縄県でのヤングケアラーの現状について（仮）」
名城 健二 沖縄大学人文学部福祉文化学科教授
大学生による体験談発表（沖縄大学）
- 16：50 まとめ 門崎 正樹 自治労本部社会福祉局長
- 17：00 閉会

<第1分科会「生活保護・生活困窮者自立支援」>

テーマ：「誰ひとり取り残されることのない社会の実現をめざして」

- 9：30 対面受付・接続確認
- 10：00 厚労省要請報告とこれまでの成果
- 10：10 行政説明：「生活保護・生活困窮者自立支援の現状と課題（仮）」
池上 直樹 厚生労働省社会・援護局保護課長
- 11：20 休憩
- 11：35 テーマ別意見交換会
①労働組合の交渉による成果
②支援困難ケースへの対応や支援方法
③事務処理やシステム
④その他
- 12：35 佐藤 剛士 部部长まとめ
- 12：40 閉会

※参加者アンケートは別紙参照

【セーフティネット部会】
生活保護・生活困窮自立支援施策に関する要請

日 時：2022年12月16日（金）13：00～14：00
場 所：厚生労働省（合同庁舎第5号館 第4会議室）

要請事項		要請事項に対する補足や追加質問
1. 福祉事務所の実施体強化について		
(1) 重点項目	新型コロナウイルス感染症の影響により2020年度から生活保護申請件数が増加している現状をふまえ、ケースワーカー及び査察指導員の地方交付税の算定上の増員をはかること。また、相談件数の増加や困難ケースに対応するため、保護決定等体制強化事業を継続・拡充すること。	
(2)	ケースワーカー及び査察指導員の配置について、一人あたりの標準数を超えている自治体に対し、適正な人員となるよう助言し、課題が複雑多様化している被保護世帯の自立を助長することができる支援体制を確保すること。	最近では業務に追われて、金銭の給付と生活実態の把握に留まってしまい、被保護者との信頼関係を構築して自立へと促していくなどといった本来のケースワークが出来ているとは言い難い。そのためには正規職員の人員増でなければ、人材育成や支援技術の継承なども果たせない。 任期付職員を大量に採用し、その後正規職員に切り替えているが、人事異動により福祉職場以外になってしまい、大量に離職しているケースがある。 コロナ対策へと人員が流用され疲弊している。 福祉職場の専門性を維持することに限界を感じている
(3)	ケースワーク業務を行っている会計年度任用職員、任期付職員、再任用職員の数及び業務内容に関する実態調査を速やかに行い、適切な実施体制となるよう指導すること。	会計年度任用職員でケースワーカーを担っている自治体が増えている。本来のケースワークが出来ているのか心配になっている。
(4) 重点項目	生活保護業務の負担軽減策として示された個別支援プログラム活用世帯における家庭訪問回数の弾力化について、家庭訪問はケースワークの機能の充実と自立支援に必要なものことから、業務負担の軽減はケースワーカーの増員で担うこと。	
(5)	生活保護システムの標準化において、継続して業務負担の軽減がはかられるよう関係省庁と連携を強化するとともに、標準化の対象とならなかった部分についても可能な限り費用負担等の財政支援を行うこと。	
2. 生活保護基準の見直しについて		
重点項目	生活保護基準や各種加算については、物価高騰の影響などを含め生活実態を十分に考慮し検討すること。また、級地区分の見直しに関しても、急激な引き下げや格差拡大などが生じないよう措置を講ずること。	

厚生労働省からの回答

福祉事務所の実施体制の強化の部分です。生活保護制度で最低生活の保障を行うとともに、生活保護受給者の自立の保障を行うことを目的としており、これを行うケースワーカーの増員が重要であると考えている。ケースワーカーの増員については、これまで地方交付税算定上の増員が図られてきたところですが、令和4年度において、市部で1名増員となっているところ。今後とも、必要に応じて適切な人員配置が行えるよう、生活保護受給者数の動向を見極めて、総務省と連携して対応してまいりたいと考えている。

また、保護決定等体制強化事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、保護の申請が増加傾向にある状況を踏まえ、福祉事務所における面接相談や保護の決定業務等の体制強化のための費用として、昨年度に引き続き令和4年度の第2補正予算においても計上しているところ。

生活保護の政策業務については、国民の権利に深く関係する業務であるとともに、その業務にあたっては高度な専門性が求められるものであり、その質の低下というのは、国民の生存権を脅かす恐れがあるということで、質の確保のためにも、業務負担軽減ということは重要な課題だと認識しています。

業務負担の軽減、ケースワーカーの増員ということにつきましては、先ほど、お答えさせていただいた通りでして、地方交付税算定上で増員がはかれてきたところ。そこは引き続き動向を見極めて、総務省と連携しつつ対応していきたいと考えております。

家庭訪問の見直しのところは、令和4年7月に行っているが、こちらは、関係機関と連携することによって、逆に家庭訪問では得られないような多面的な情報が得られるといったメリットもあり、特定の方について、家庭訪問の回数に変えて、そういった連携のための会議に参画して、しっかいと情報を得たり、能動的に情報を出して対策を一緒に話し合ったりすることで、逆にケースワークの質が上がるのではといったことで実施しました。つまり外との連携を使うことで支援の質の向上をはかり、結果としてケースワーカーの業務負担の軽減、具体的には家庭訪問の回数がちょっと減るメリットもあるということです。安易に外部委託を進めていきたいなどは考えていないし、進めるべきではないと考えている。外部委託に関しては皆様と同じ方向を向いていると思っている。

生活保護システムの標準化については、本年の8月に、標準仕様書1.03を公表いたしました。現在、1.1版の向上にむけて、デジタル庁を中心に、関係省庁と連携しながら調整を進めているところ。また、生活保護システム等の標準化検討会において、自治体の皆様に、構成員としてご参画いただいている。本年の6月に実施した全国意見照会や10月に全国意見照会で頂いたご意見に対して再度詳細をお聞きするアンケートや、また、都道府県、政令市の方々に、自治体の規模による実装機能についてのアンケートを実施しております。全国の自治体のご意見を伺っているところです。こういった形で、ご意見をいただきながら、それらを反映して、引き続き自治体の業務効率指数の標準仕様書の改善作業を進めてまいりたいと考えている。システムの標準化における必要な財政支援については、総務省において予算措置しているところではあるのですが、自治体独自で利用しているものについては、標準化の対象外となるので、来期分は自治体においてご負担いただきたいと思っています。

今般、生活保護基準部会において、第1類と第2類に分けた消費実態の検証結果というものが示されました。そちらを見ると、第1類については、1級地の1から3級地の2の各階級間でかなりの格差が見られる状況であることがわかった一方で、第2類については、1級地の1も含めて、必ずしも上位級地の方が消費水準が高くないということがわかったところがございます。

こうした第1類と第2類の級地間の消費格差に異なる傾向というものが見られたことから、現行の3級地6区分というものを引き続き維持する方向で検討していきたいと考えているところがございます。級地制度の取り扱いについては、最終的には、令和5年度予算案の中で決定することになっておりますので、引き続き、こうした検討を行っていききたい。

5年前の検証と比べて一般世帯の消費動向をより精密に把握できるようになったと考えているが、基本的には一般低所得世帯との均衡を図っていくという原則は大事にしないといけないと思っているが、昨今の物価高騰に伴って消費の動向が非常に見極めにくくなっている状況もあり、政策判断の部分になってしまうが、どんなことができるかを必死で考えている状況。

要請事項		要請事項に対する補足や追加質問
3. 加算制度について		
(1) 重点項目	現行、精神障害における障害加算認定に二通りの判定基準があり、障害保健福祉手帳による障害の程度が同じであるのに、取り扱いに差異が生じていることから、公平性のある加算制度に変更すること。	手帳の診断書は書いても、年金の診断書は書かない医者もいるため困っている。手帳と年金の仕組みを統一したものにしてもらいたい。 障害者加算のための独自の診断書を厚労省に作成してもらいたい。
(2)	冷房器具の家具什器費による購入と設置が認められたものの、夏季における電気料金が家計を圧迫する状況となっているため、夏季における光熱費の支出状況を調査・把握し、生活保護基準の見直しにむけ、夏季加算の制度を構築すること。	
4. 各種の扶助について		
(1)	単身の死亡等を起因とした部屋の原状回復費の請求に際し、敷金等だけでは賅えない状況があるため、親族等からの援助も得られない場合などの条件を付した上で、一時扶助費での支給を可能とすること。	
(2)	単身入院患者における最低生活費について、以下のとおり改善をはかること。 ①入院患者日用品費は、居宅を有する期間の共益費や光熱費等の想定はされていないことから、それらをふまえた増額等の措置を行うこと。 ②常時失禁状態にある患者のおむつ代について、支給額の上限額を超え、入院患者日用品費でも充当できずに滞納となる事例があることから、実費を支給すること。	
(3)	入学準備金について、制服のほか多岐にわたる購入必須の学校指定品により、入学準備に要する費用、とりわけ、タブレット購入や通信費を中心とした費目について、上限額を超える実態がみられることから、実費の支給等必要な措置を講じること。	
5. 世帯員の大学等への進学について		
(1) 重点項目	大学等への進学について、現状の「世帯分離」を前提とした運用ではなく、奨学金やアルバイト収入等の自立更生計画の策定等を義務付けることとして「世帯内進学（就学）」を認めるようにすること。また、保護開始時においてすでに大学等へ就学している者についても、同様とすること。	保護世帯の子どもは、高校卒業後には就職を希望する子どもが多く、世帯分離となっていることもあり、兄や姉の背中を見て育っているように思えるので、最初から大学進学などを諦めている子どもが多いように感じる。ケースワーカーの支援不足とも思えるが、訪問の時に子どもと接触することも難しく、親へ進路の助言をするまでの関係性構築も難しい。

厚生労働省からの回答

精神障害における障害加算認定に関して回答します。生活保護費というのは、年金と同様の社会保障給付であることを踏まえると、年金証書を所持するものに対して、精神障害者保険手帳の等級を障害の程度の判定に用いることは適当ではないと考えており、障害者の加算の認定にあたっては、年金の考え方に合わせることを適当だと考えていて、それができない場合に限って、手帳の等級を用いる取り扱いとしております。こうした取り扱いはやむを得ない1つと考えておりますが、不適切とは考えてないことから、特に変更は考えてないのが現状でございます。

各種団体からもいろいろご要望いただいております。保護部会でも議論いただいているところです。こちらに関して、生活保護を受給しながら、大学等に就学することにつきましては、一般世帯で高等学校卒業後に大学に進学せずに就職する方もおりますし、奨学金やアルバイトなど自ら学費や生活費を賄いながら大学等に進学する方がいる中で、そこのバランスを考慮する必要があることから、なかなか生活保護を受給しながら大学進学することを認めることは難しいという風に考えている。一方で、その生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するという観点から、平成30年度の改正におきまして、進学準備給付金の創設ですとか、自宅から大学に進学する場合に、世帯員減少に伴う住宅扶助費の減額の取りやめなどの取り組みも行ってまいります。また文部科学省の方でも、令和2年から、就学支援制度で授業料や入学金の減免、給付型奨学金ですとか、そういった支援が実施されているところ。生活保護制度だけではなく、他の施策とも相まって、生活保護世帯の子どもの大学進学支援を行うことが重要と考えていて、今後とも文部科学省等とも連携して取り組んでいきたいと考えている。

社会保障審議会の中で特に印象に残ったのは、生活保護で大学進学をさせるとなると、その他の困窮世帯と保護世帯との分断を生んでしまうので、やっぱり低所得世帯の方に対する普遍的な制度で支えるべきではないかというご意見が出された。具体的には、文科省の就学支援制度を使って、下宿生で私立の大学に通ったりすると、月額7万円の生活費の支援がある。これにアルバイト収入を組み合わせて低所得世帯の方は大学に通っているの、そういったものをしっかり活用していただく。文科省でも制度の支給対象者を非常に厳格に定めており、誰でももらえるものではない。成績についてはあまり厳しく問わず、本人の意欲が重要となっている。しかし、在学中に本人の学業の状況に一定の要件を課して、その水準を下回った場合には残念だが奨学金はストップする仕組みになっている。生活保護であれば誰でも成績を問わず公費で大学生生活の生活費を支えるといったことにはなかなかならない。

ケースワーカーのアクションをサポートするような事業として、教育支援をやる方を雇っていく事業なども考えられるのかと思っている。地域的な取り組みでそのようなサポートをしているところなども参考としたい。

要請事項		要請事項に対する補足や追加質問
6. 生活困窮者自立支援制度の見直しについて		
(1) 重点 項目	自立相談支援事業における継続的な支援体制を確保するため、相談支援がひっ迫している現状をふまえ、人員体制の強化をはかり、そのために必要な財源を確保すること。また、相談支援員が継続して働き続けられるよう、雇用の安定や賃金水準の引き上げ等の処遇改善をはかり、そのための財政支援を講じること。	会計年度任用職員が担っている自立相談支援員の賃金が安くて定着ができないため、支援の向上が図られない。 社協においても、兼務で自立相談支援事業を担っていたり、予算要求を自治体へしづらいといった意見もある。
(2) 重点 項目	生活困窮者自立支援制度における充実した支援体制を確保するため、任意事業のすべてを必須事業とし、国庫補助率を改善すること。とりわけ、コロナ禍における特例貸付等の返済開始を見据えた家計改善支援事業と、貧困の連鎖防止のための子どもの学習援助事業を早急に必須事業とすること。	
(3) 重点 項目	老々介護や独居高齢者の増加、ひきこもりなど本人や家族の社会的孤立、「8050」問題など複雑化・複合化している地域課題に対する重層的支援体制整備事業については、地域包括支援センターや生活困窮者自立支援制度との連携協同、地域福祉計画を推進する社会福祉協議会との調整など多くの課題があるため、都道府県や市区町村に対する支援体制を強化すること。	
(4) 重点 項目	生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携は必要不可欠であるが、自治体によっては、十分に連携がはかられていない現状があるため、さらなる連携強化にむけての助言を継続して行うこと。	

厚生労働省からの回答

生活にお困りの方の生活再建、特に特例貸し付けの借り受人の方が、来年5月、来年1月から返済が始まるということもあって、令和4年度の補正予算において、自立相談支援や家計改善支援の加配などを、困窮支援制度における相談支援体制を強化するための経費を計上しているところでございます。また現在、困窮保護部会におきまして、生活困窮者自立支援制度の見直しに向けた議論を行っているところだが、その中で、地域で必要とされる支援、適切に実施できる人員体制の確保が可能となる仕組みの構築、あるいは適切な人員体制を行うため支援体制の構築が必要と指摘されているところ。どのような方策を考えられるか検討する。

困窮保護部会において、各種事業についても指摘されているところ。例えば、家計改善支援事業については、必須事業化する方向で検討を進めていくことが必要。また、子どもの学習生活支援事業につきましては、世帯全体への支援につなげる観点から、子どもや保護者に対する相談支援や自立相談支援事業の利用干渉といった生活支援についても、学習支援と一体的に行うよう求める方向で検討していく必要など指摘されているところ。こうした指摘を踏まえながら、引き続き検討を進めてまいりたいと思います。

ご指摘の通りの世帯など、課題が複雑化してきているところ。その中で、市町村において、障害者、子ども、子育て、生活困窮といった各分野の支援機関等が共同した包括的な体制というのを構築する必要があると考えているところ。このため、令和3年度からご案内の通り、重層的支援体制整備事業を実施しているところ。任意事業になっておりますので、令和4年度においては134自治体といった状況でございます。

これから国としては進めていくのだが、国による人材要請研修など、都道府県による支援とか、そうした取り組みを国の予算事業として進めているところ。こうした方向で引き続き検討してまいりたい。

困窮制度と保護制度については、切れ目のない一体的な支援を行うという観点から、両制度を連続的に機能させていくことが重要と考えてございます。そのため、両制度の連携については、平成27年の連携通知において、自立相談支援機関では生活保護が必要と判断される方を確実に福祉事務所につなぐということとともに困窮者自立支援の対象となる方については、適切に福祉事務所から、自立相談支援期間につなぐことをお示ししている。自立相談支援機関と福祉事務所、日常的に緊密に連携することを促しておりまして、また、困窮法と保護法にそれぞれ法律上明確化しているところ。引き続きこれらの周知徹底を図ってまいりたいと思います。また、今現在行われている困窮保護部会においても、両制度の見直しに向けた議論を行っておりまして、両制度の連携について論点の1つとして議論されているところ。引き続き行政との連携強化というのは、進めてまいりたい。

2023自治労くらしとこどもの福祉を考える 全国集会(全体会) 参加者アンケート

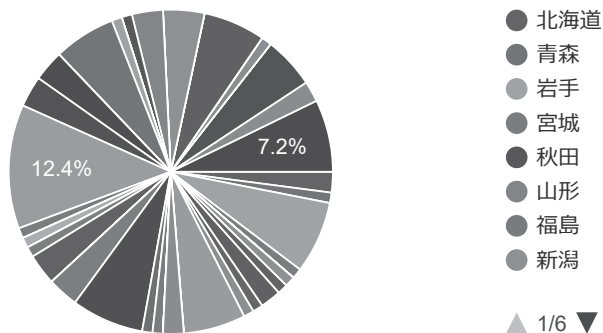
97 件の回答

分析を公開

県本部を選んでください

コピー

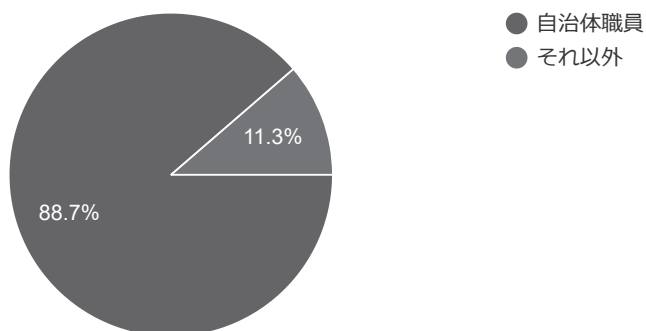
97 件の回答



所属を選んでください

コピー

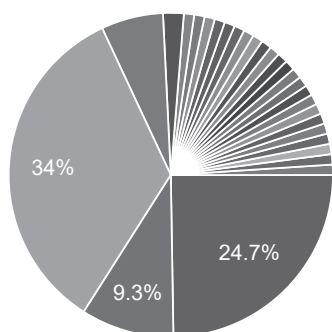
97 件の回答



業務を選んでください



97 件の回答



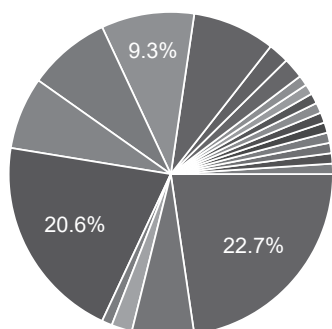
- 生活保護
- 児童相談所
- 組合役員
- 保育士
- 介護保険
- こども家庭担当課
- 福祉課

▲ 1/4 ▼

職種を選んでください



97 件の回答



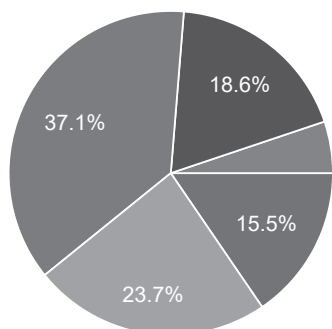
- ケースワーカー
- 児童福祉司
- 児童心理司
- 一時保護所職員
- 一般事務
- 相談員
- 施設職員

▲ 1/3 ▼

年齢を選んでください



97 件の回答



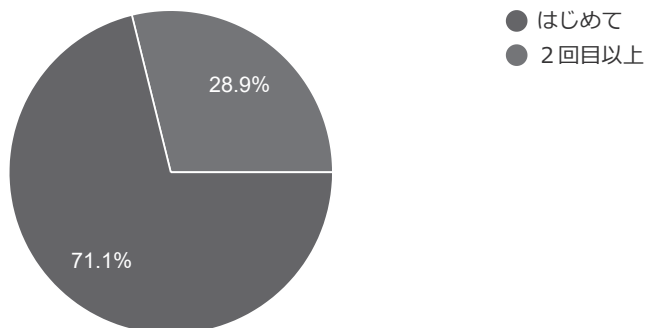
- 10代
- 20代
- 30代
- 40代
- 50代
- 60代
- 70代以上



くらしとこどもの福祉を考える全国集会に参加するのは、何回目ですか。



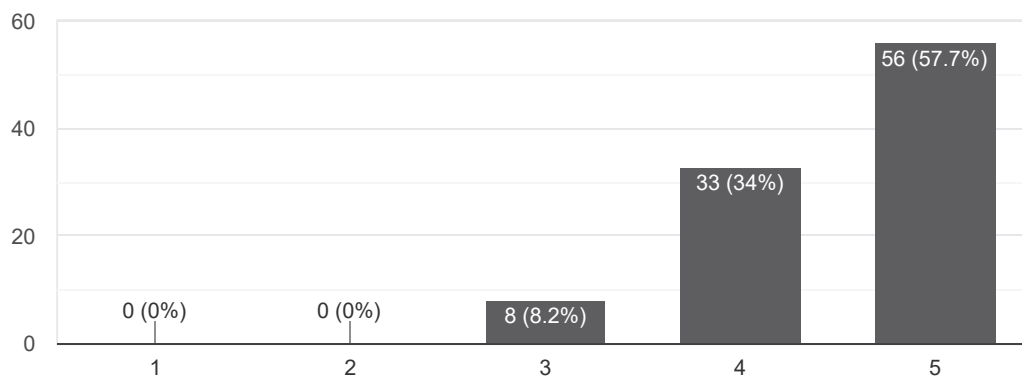
97 件の回答



本日の全体会に参加して、いかがでしたか。

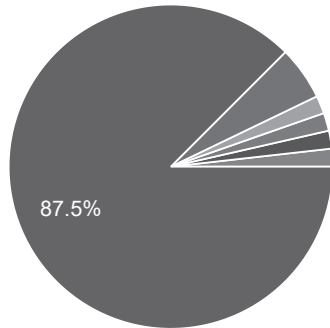


97 件の回答



ZOOMで全体会に参加した方にお聞きします。ZOOMによる全体会は、いかがでしたか。

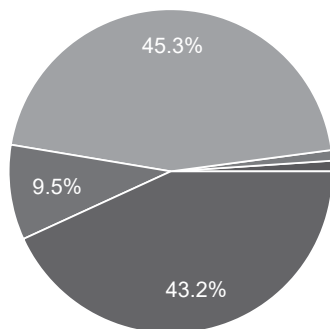
56件の回答



- 問題なく参加できた
- 音声など、トラブルがあった
- カメラのブレが少し強かったです。。。
- 最初、パスコードいれても入れなかったです。
- 通信速度が低下したときに音声聞き取れなかったことが何...
- 質問したかったのですが、言い出せませんでした。

来年（2024年度）の全体集会・分科会については対面で行う予定です。あなたはどのような形態での集会に参加したいですか。

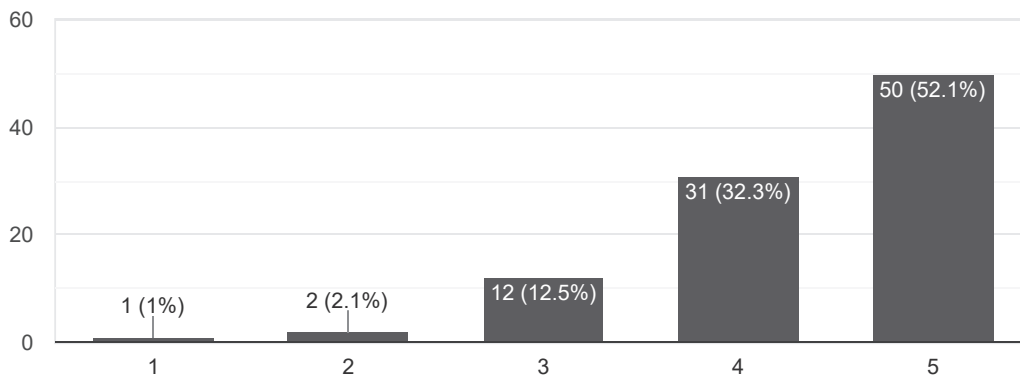
95件の回答



- 対面による集会・会議に参加したい
- ZOOMによる集会・会議に参加したい
- ハイブリット（対面およびZOOM）の集会・会議に参加したい
- わからない
- 出来るようなら各県での持ち回り集会を考えてほしい。

講演①「ヤングケアラー支援 ～自治体に求められること」の内容はいかがでしたか

96件の回答

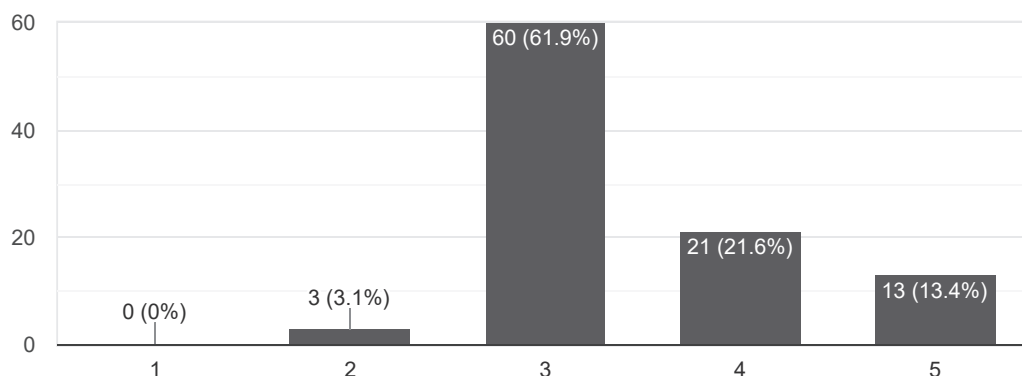


講演①「ヤングケアラー支援 ～自治体に求められること」の時間は
いかがでしたか

コ



97 件の回答

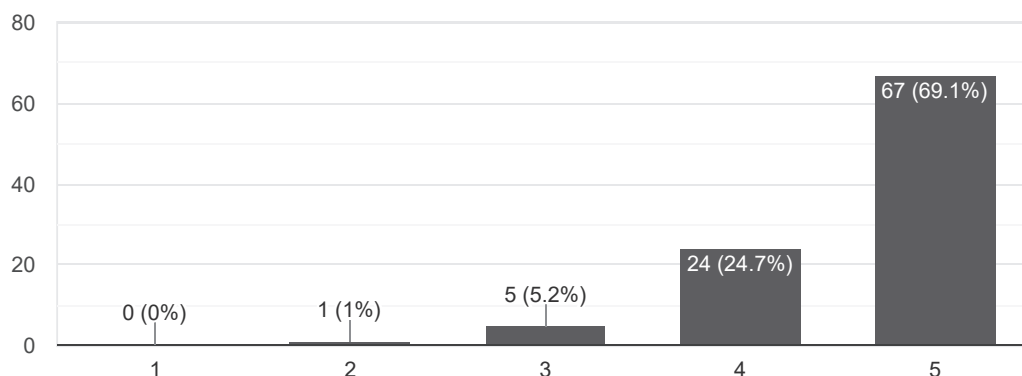


講演②「沖縄県のヤングケアラーの現状について」の内容はいかがでしたか

コ



97 件の回答

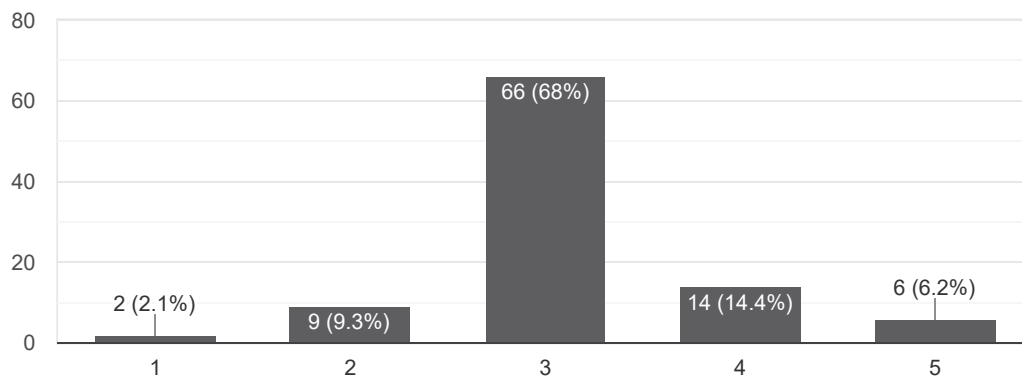


講演②「沖縄県のヤングケアラーの現状について」の時間はいかがでしたか

コ



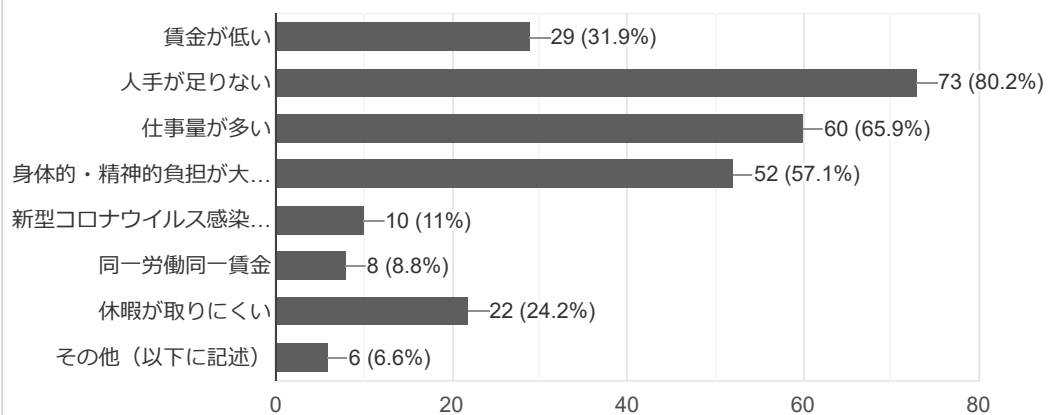
97 件の回答



いま、職場で課題となっていることは何ですか。該当するものにチェックを入れてください。



91 件の回答



2023自治労くらしとこどもの福祉を考える 全国集会(第1分科会) 参加者アンケート

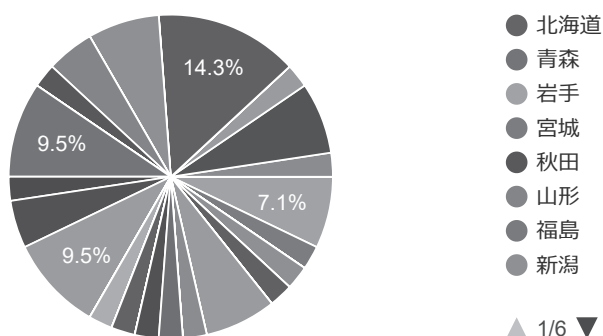
42 件の回答

分析を公開

県本部を選んでください

コピー

42 件の回答

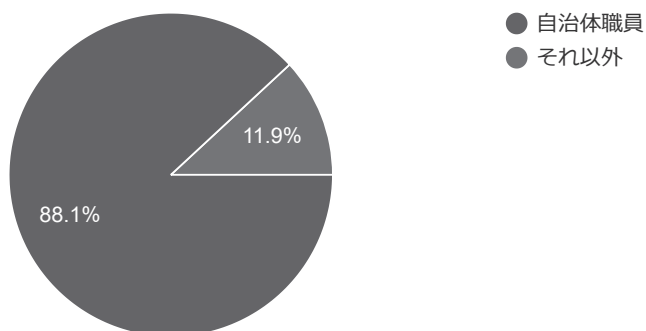


▲ 1/6 ▼

所属を選んでください

コピー

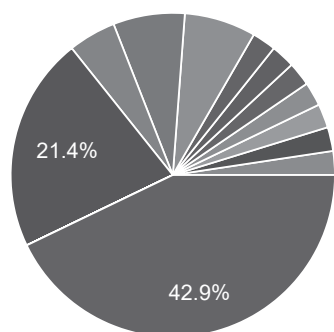
42 件の回答



職種を選んでください

コピー

42 件の回答



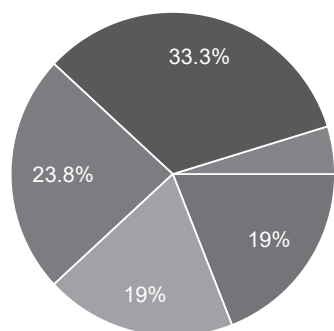
- ケースワーカー
- 児童福祉司
- 児童心理司
- 一時保護所職員
- 一般事務
- 相談員
- 施設職員

▲ 1/2 ▼

年齢を選んでください

コピー

42 件の回答

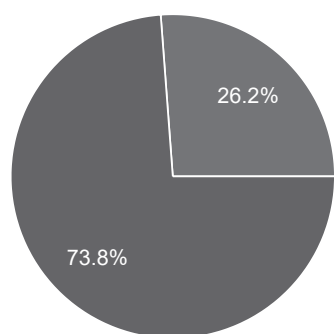


- 10代
- 20代
- 30代
- 40代
- 50代
- 60代
- 70代以上

くらしとこどもの福祉を考える全国集会に参加するのは、何回目ですか。

コピー

42 件の回答



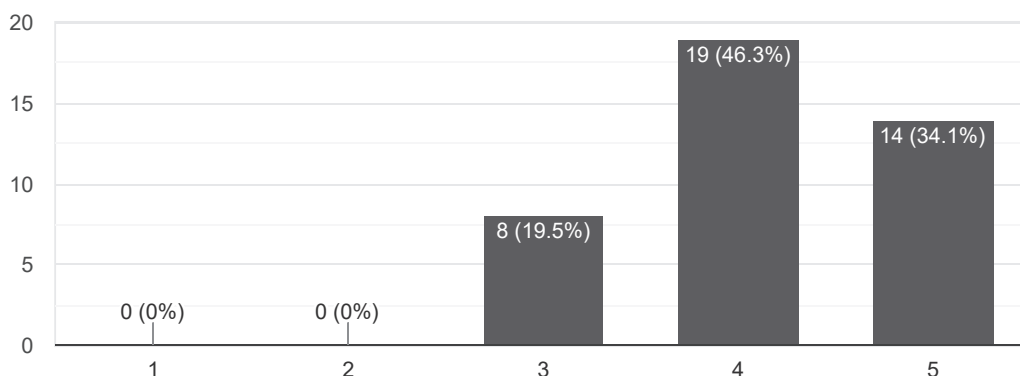
- はじめて
- 2回目以上



本日の第1分科会に参加して、いかがでしたか。



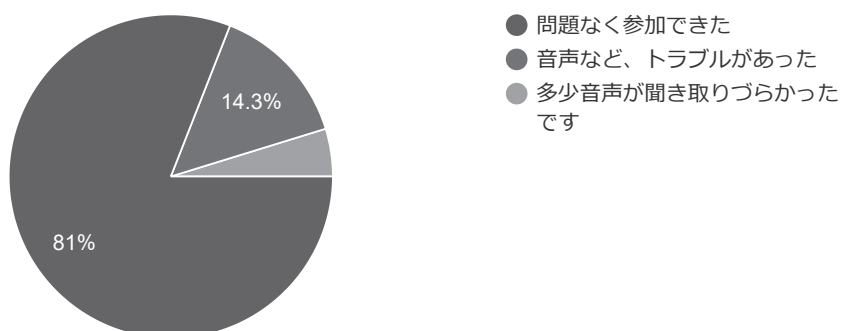
41件の回答



ZOOMで参加した方にお聞きします。ZOOMによる分科会は、いかがでしたか。



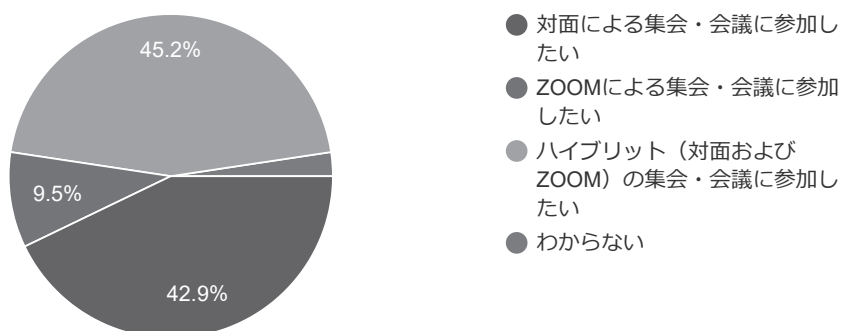
21件の回答



来年（2024年度）の全体集会・分科会については対面で行う予定です。あなたはどのような形態での集会に参加したいですか。



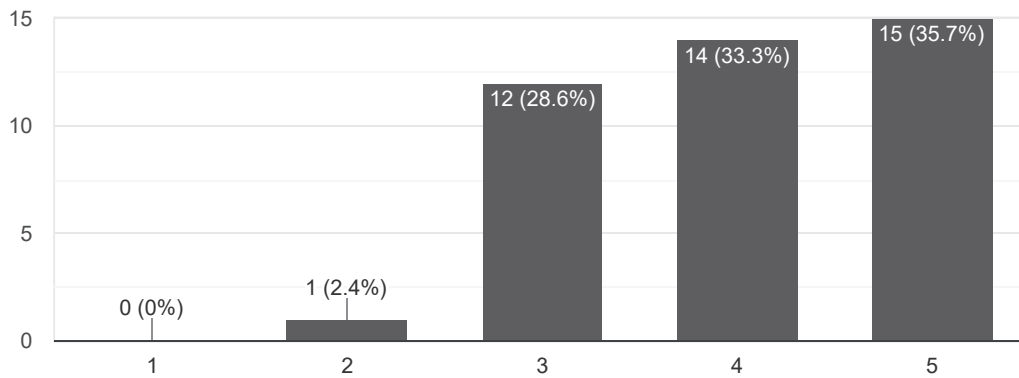
42件の回答



行政説明「生活保護及び生活困窮者自立支援の現状と課題」の内容はいかがでしたか



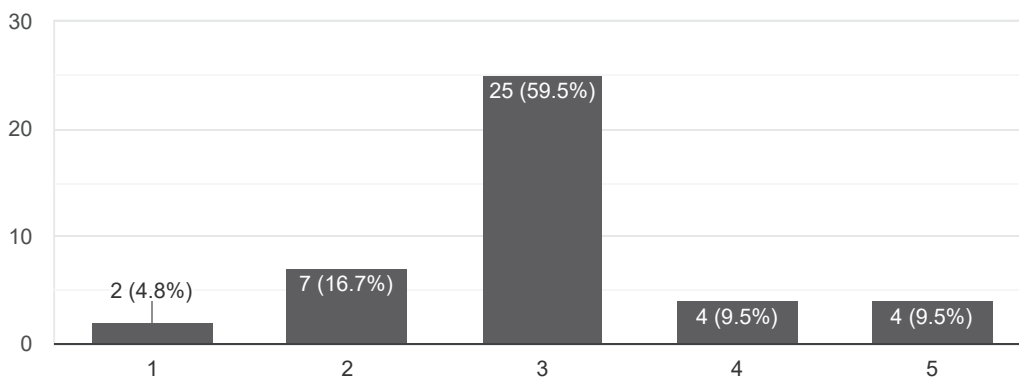
42 件の回答



行政説明「生活保護・生活困窮者自立支援の現状と課題」の時間はいかがでしたか



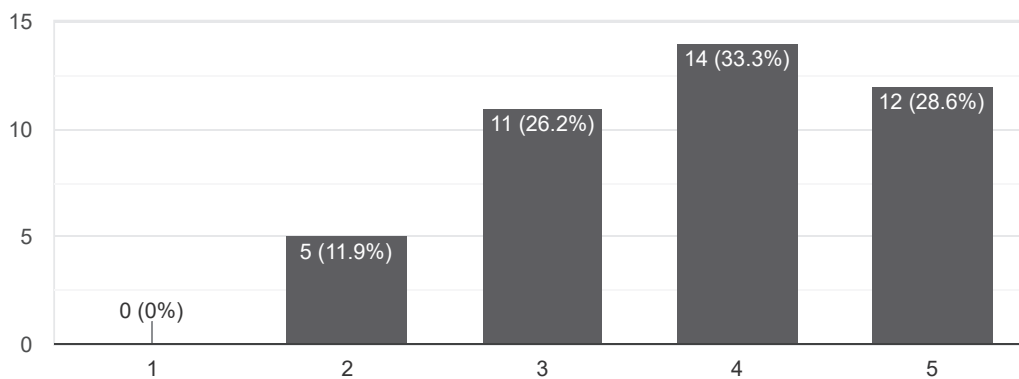
42 件の回答



「テーマ別意見交換会」の内容はいかがでしたか



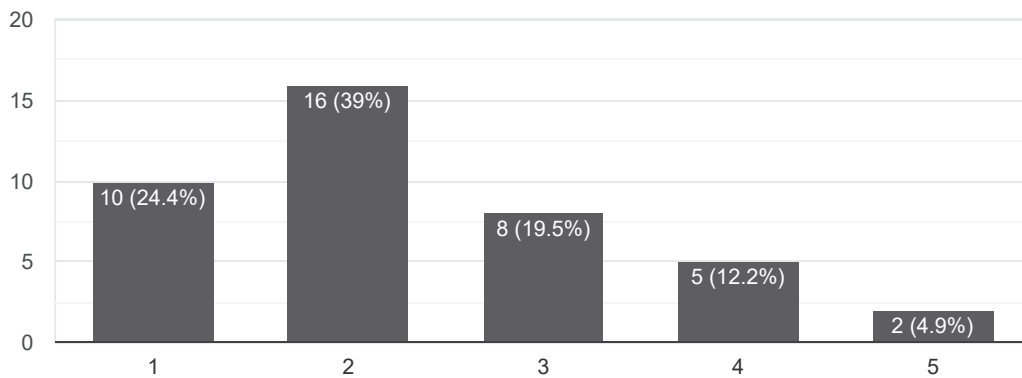
42 件の回答



「テーマ別意見交換会」の時間はいかがでしたか

コピー

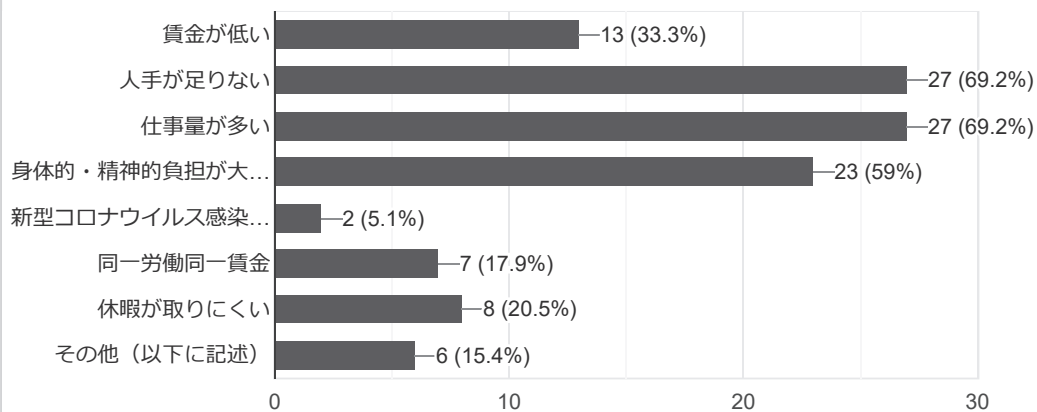
41件の回答



いま、職場で課題となっていることは何ですか。該当するものにチェックを入れてください。

コピー

39件の回答



児童相談養育部会報告

2023年4月15日

はじめに

児童虐待・社会的養護・児童福祉に係る諸問題は依然として多岐に渡り、また令和6年4月1日より施行される児童福祉法改正等により現場は混乱している状況です。また職場の半数を会計年度任用職員が占める等、働き方の見直しや職員増の要求を適切にしていかなければなりません。

部会では、児童福祉法改正内容の学びを深め、またこども家庭庁の動向を注視しながら、各自治体において多岐に渡る現状や課題等について、引き続き国との意見交換を実施しながら、今後のこども家庭支援施策、社会的養育システムの現状と課題を各地連・各県本部、各単組で共有し、部会の活性化も含め、取り組み強化を図っていきます。

2023年度(2022.12～)活動報告

1. 第2回幹事会(セーフティネット部会との合同開催)

令和5年2月25日(土) 11:00～12:00

2. 「2023年度自治労くらしとこどもの福祉を考える全国集会」(ハイブリッド開催)

2023年2月25～26日(自治労会館6階ホール、および各県本部ほか)

<実施内容>

<2月25日(土) 12:00～17:00>

<全体会>

12:00 接続(Web)確認

13:00 議長あいさつ	社会福祉評議会議長	古林 明郎
本部あいさつ	自治労本部総合政治政策局長	森下 元
来賓あいさつ	自治労組織内参議院議員	岸 まきこ

13:20 基調提起 セーフティネット・児童相談養育 両部会長

13:40 講演① 一般社団法人日本ケアラー連盟理事 中嶋 圭子
「ヤングケアラー支援 ～自治体に求められること～」

15:00 質疑応答

15:10 休憩

15:20 講演② 沖縄大学人文学部福祉文化学科教授 名城 健二
「沖縄県のヤングケアラーの現状について」
「大学生による体験談発表(沖縄大学学生)」

16:50 まとめ 自治労本部社会福祉局長 門崎 正樹

— 全体会終了 —

<2月26日(日) 9:30~12:45>

<第2分科会>「児童相談・社会的養育」

09:30 接続確認

10:00 開会(厚労省要請報告)

10:10 現場報告① 岡山県本部(岡山県職労) 相浦 清弥
「女性相談所の現状と課題～心理担当者からの立場から～」

10:30 現場報告② 東京都本部(児童相談養育部会幹事) 渡辺 雄二
「児相(一時保護所)の現状と課題について」

10:50 現場報告③ 富山県本部(児童相談養育部会幹事) 北嶋 真人
「出口の見えない社会的養護施設」

11:10 現場報告④ 沖縄県本部(宜野湾市職労) 宮里
「宜野湾市における家庭児童相談室の現状と課題」

11:30 休憩

11:40 行政報告

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室 羽野 喜朗

12:40 部会長まとめ

12:45 閉会

3. 今後の幹事会予定

第3回幹事会

日時: 2023年6月【セーフティネット部会と合同】

- ・2023 こどもと福祉を考える全国集会の振り返りおよび2024集会の企画
- ・2024厚労省への要請書内容の検討

4. 広報誌の発行

「こどもニュース Vol.3」の発行(次回幹事会で最終調整。その後発行予定)

5. 部会幹事体制

部会長 森田 修平(九州地連・沖縄県)

副部会長 北嶋 真人(北信地連・富山県)

幹事 神成 和江(北海道地連・北海道)

渡辺 雄二(関東高地連・東京都)

武田 裕史(東海地連・静岡県)

中村 謙治(中国地連・岡山県)

松本 直樹(四国地連・香川県)

※東北、近畿地連については、選出依頼。

社会福祉事業団労働組合協議会（社事労協）活動報告

1 活動経過報告

- ① 三役会議 2023年2月8日（水） ウェブ開催
- ② 幹事会 2023年2月18日（土） ウェブ開催

協議事項

- (1) 2021 障害福祉サービス等報酬改定影響調査集約に基づく厚労省との意見交換の報告について
- (2) 社事労協 2023 年度定期総会の総括について
- (3) 社事労協実態調査様式について

2 今後の取り組み予定

- ① 三役会議 2023年5月13日（土）
- ② 幹事会 2023年5月13日（土）

予定議題

- (1) 社事労協実態調査について
- (2) その他

3 その他

2023年度

第3回自治労障労連幹事会

日時：2023年4月22日（土）10：00～15：00

会場：2階A会議室

1 報告事項

(1) 厚生労働省・障害者雇用分科会報告について

(2) 各県及び地連の取り組みについて

・広島県本部障労連の取り組み

(3) 第38回DPI日本会議全国集会について

日時 2023年5月28日（日）10：30～17：00

開催方法 オンライン

報告「自治労における合理的配慮と障害者雇用に関する取り組み」相星 勝利

障労連代表

2 協議事項

(1) 障労連役員体制について

(2) 当面の闘争方針（案）（障害労働部分）について

(3) 2023年度活動方針（案）について

(4) 第42回障労連総会について

① 開催のあり方について検討する。

会場：相鉄グランドフレッサ東京ベイ有明

住所：江東区有明3-6-6

りんかい線 国際展示場駅より徒歩3分

新交通ゆりかもめ 東京ビッグサイト駅より徒歩3分

12月1日(金) 10:00~12:00 幹事会

13:30~17:30 分科会(4つ)

18:30~20:30 交流会

12月2日(土) 6:30~8:00 朝食

9:30~13:00 総会(昼食なし)

② 企画と担当役割について

<総会>

- ・挨拶(相星代表、本部、連合、日教組、DPI、岸議員)
- ・講演 小野寺課長(質疑含めて90分)
- ・分科会総括
- ・基調提起

③ 議案書について

④その他

(5) 総務省・厚生労働省への要請について

(6) れんらくかいニュースについて

(7) 次回幹事会の日程

(8) その他

以上

社会福祉協議会労働組合ネットワーク（社協ネット）

【経過報告】

1 諸会議の開催

（1）第1回幹事会

日 時：2023年2月18日

会 場：自治労会館及びWeb

内 容：①2023年度介護・地域福祉集会の振り返りについて

②2024年度介護・地域福祉集会及び総会の企画について

○対面を基本としながら、コロナの感染状況やWebでの参加なら可能という組合員のため、ハイブリット方式で実施。

○コロナ禍での生活困窮者増加による生活福祉資金の特例貸付の業務量過多で、メンタルに不調を訴える職員が増大している。全社協の職員を講師として、社協の業務量について協議を行う。

○総会は初日の全体集会終了後に2時間を予定。活動報告・活動方針の議事のあと、参加者から単組の活動や課題を報告。

③社会福祉評議会の組織化について

④社協労組の情報交換について

○定年延長に関する現時点での動向と課題について。

⑤2023年活動方針に基づく行動計画について

（2）第1回2024年度介護・地域福祉集会企画会議

日 時：2023年2月18日

会 場：自治労会館

内 容：2024年度介護・地域福祉集会及び分科会の企画について

【2023年度 活動方針】

*2022年10月30日開催の社協ネット総会により審議

社会福祉協議会（以下、「社協」）は長年にわたり、行政、福祉団体等の関係機関や地域住民とともに、地域福祉の実現を目指して、多種多様な実践を積み重ねてきました。この実践の積み重ねは、地域住民の福祉課題の明確化、ニーズに応じた福祉関係制度の創設や改革、福祉のまちづくりへとつながっていますが、このような地域福祉の推進は、現在国が推し進めている「地域共生社会」の実現にもつながるものです。

国が提示した「地域共生社会」の骨格は、地域において住民が世代や様々な課題を超えてつながり、地域においてコミュニティを形成することです。地域住民が相互に役割を持ち、「支え手」と「受け手」という関係を超越して、住民同士の助け合いで暮らすことのできる仕組みの構築をめざしています。

現在は、少子高齢化が進行するなか、介護、子育て、障害等で複合的な問題を抱える世

帯や、8050 問題をはじめとする引きこもりなど社会的孤立の問題、貧困や格差問題、増加するゴミ屋敷の問題等、実に様々な地域社会問題が顕在化しています。児童虐待やDV、高齢者への虐待は増加していますが、こうした背景には、地域社会の希薄化や家族形態の変化があると思われます。

このような問題に対して、公的支援制度の要件を満たさず「制度の狭間」となり、十分な支援が届いていないという課題があります。これらの課題への対応として、行政の対応や民間事業者または住民の助け合いなど、どちらか一方の責任だけでは対応が難しいことも指摘されています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響も3年目を迎えており、第6波終了後感染者数は一時的に減少しましたが、BA5等変異株の発生により、第7波も発生しました。地域ではコロナ禍においても、地域支え合い活動を工夫しながら行っています。しかし、生活困窮世帯などの直接的な支援を必要とする世帯への支援は思うように実施できない状況が続いています。お互いが支え合う地域共生社会に向けた取り組みは、コロナ禍でも模索しながら行われています。

これら地域福祉を推進する社協で働く組合員の結集軸として結成されたのが「社会福祉協議会労働組合ネットワーク（社協ネット）」で、地域福祉関連施策の拡充と組合組織の拡大に向けた取り組みをはかっていきます。

- (1) 重層的支援体制整備事業の推進
- (2) 生活困窮者支援に向けた取り組み
- (3) 大規模災害支援に対応した活動の推進
- (4) 成年後見制度の取り組みへの支援
- (5) 住民ニーズに対応した多様な取り組み
- (6) 全国社会福祉協議会との連携強化
- (7) 社会福祉協議会労組の組織化の推進について

【2023 年度 役員体制】

代 表	東北地連	宮城県	鹿嶋 俊彦	宮城県社協
副代表	東海地連	三重県	関根 正樹	三重県社協
事務局長	関東甲地連	東京都	安藤 徹	立川市社協
幹 事	北海道地連	北海道	喜多 鉄平	北海道社協
幹 事	北信地連	富山県	佐野由美子	富山県社協
幹 事	近畿地連		(選出中)	
幹 事	中国地連	鳥取県	秋本 玲志	鳥取県社協
幹 事	四国地連	徳島県	松本 祐一	徳島市社協
幹 事	九州地連	大分県	山田 泰也	日田市社協

【当面の取り組み】

1 諸会議の開催

(1) 第3回幹事会

日 時：2023年5月13日

会 場：自治労会館及びWeb

内 容：①2024年度介護・地域福祉集会及び総会の企画について
②社会福祉評議会の組織化について
③社協労組の情報交換について
④2023年活動方針に基づく行動計画について

(2) 第2回2024年度介護・地域福祉集会企画会議

日 時：2023年5月14日

会 場：自治労会館及びWeb

内 容：2024年度介護・地域福祉集会の全体会及び分科会の企画について

(3) 連合医療・介護フェス

日 時：2023年5月20日

会 場：全面Web

(4) 本部社会福祉評議会第2回全国幹事会（代表のみ参加）

日 時：2023年5月20日

会 場：全面Web

2 各地連・県本部集会，学習会への参加

3 広報紙の発行

(1) 社協ネットニュース第3号を5月に発行予定。

①1月に実施された社協労組情報交換会の報告。（写真掲載）

②2023年度介護・地域福祉集会における社協ネット担当分科会報告。

③2023年度介護・地域福祉集会の告知。

III 地 連 報 告

北海道地連活動経過報告

1. 活動経過報告

1) 2023 北海道本部社会福祉評議会拡大四役会議

【第1回】

2022年11月26日(土) 15:00~17:30、北海道自治労会館(ウェブ)

◇全道交流集会の総括について

◇全道保育・福祉・介護集会(職種別討論集会)について

◇2023年「道政への要求と提言」について

◇評議会および部会体制について

【第2回】

2023年3月●日(●) 13:30~15:00、北海道自治労会館(ウェブ)

◇道本部社会福祉評議会の体制について

◇道本部社会福祉評議会第2回幹事会の日程について

2) 2022 北海道本部社会福祉評議会幹事会

【第1回】

2023年1月14日(土) 12:15~13:30、北海道自治労会館(対面・ウェブ)

◇2023年度評議会体制について

◇年間スケジュールについて

◇全道交流集会の総括について

◇全道保育・福祉・介護集会について

◇2023年「道政への要求と提言」について

◇評議会および部会体制について

3) 北海道本部社会福祉評議会各部会幹事会

① 保育部会幹事会

【第1回】

2023年1月14日(土) 10:00~12:00、北海道自治労会館(対面・ウェブ)

◇2023年度評議会体制について

◇年間スケジュールについて

◇全道交流集会の総括について

◇全道保育・福祉・介護集会について

◇2023年「道政への要求と提言」について

◇評議会および部会体制について

② 介護部会幹事会

【第1回】

2023年1月14日(土) 10:00~12:00、北海道自治労会館(対面・ウェブ)

- ◇2023 年度評議会体制について
- ◇年間スケジュールについて
- ◇全道交流集会の総括について
- ◇全道保育・福祉・介護集会について
- ◇2023 年「道政への要求と提言」について
- ◇評議会および部会体制について

③ 福祉事務所対策委員会

【第 1 回】

2023 年 1 月 14 日（土）10:00～12:00、北海道自治労会館（対面・ウェブ）

- ◇2023 年度評議会体制について
- ◇年間スケジュールについて
- ◇全道交流集会の総括について
- ◇全道保育・福祉・介護集会について
- ◇2023 年「道政への要求と提言」について
- ◇評議会および部会体制について

4) 2023 年度全道保育・福祉・介護集会

2022年 1 月14日（土）14:00～15日（日）12:00、北海道自治労会館（対面・ウェブ）で開催し、25単組41人が参加した。

- ◇主催者あいさつ（道本部社会福祉評議会・五十嵐議長）
- ◇北海道本部あいさつ（佐藤副執行委員長）
- ◇講演「人員確保の取り組みについて（仮）」
講師：江本博幸 道本部賃金労働部長
- ◇職種別分散会
 - ①第 1 分散会：保育・学童（保育士、保育教諭、放課後児童クラブ など）
 - ②第 2 分散会：介護
 - ③第 3 分散会：福祉事務所（生活保護、児童相談所、市町村事務担当）
- ◇まとめ（道本部社会福祉評議会・飯田副議長）

2. 今後の活動予定

- 1) 2023 年度第 3 回拡大四役会議【対面・ウェブ】(2023. 6. 3)
- 2) 2023 年度第 2 回各部会幹事会【対面・ウェブ】(2023. 6. 3)
- 3) 2023 年度第 2 回幹事会【対面・ウェブ】(2023. 6. 4)
- 4) 道政への要求と提言 (2023. 5～6)

東北地連社会福祉評議会報告

2023年5月

活動経過報告

(1) 2023年度 東北地連社会福祉評議会 第2回幹事会

日時：2023年2月4日（土）13：00～16：00 場所：宮城自治労会館

- ・ 役員の交代について
- ・ 各部会・県本部取り組み報告
- ・ 東北地連福祉集会・保育集会（6月3日～4日開催：宮城県松島町）について
- ・ 当面する日程について

(2) 2023年度 東北地連社会福祉評議会 第3回幹事会

日時：2023年4月22日（土）13：00～16：00 場所：WEB開催

- ・ 東北地連福祉集会・保育集会（6月3日～4日開催：宮城県松島町）について
- ・ 本部役員の欠員について
- ・ 各部会・県本部取り組み報告
- ・ 当面する日程について

今後の活動予定

(1) 2023東北地連福祉・保育集会

日時：2023年6月3日（土）13：30 ～4日（日）11：30

場所：宮城県松島町 松島温泉「パレス^{まつしま}松州」

内容：1日目 議長挨拶、地連事務局提起、本部提起（門崎氏）

分科会

- ① 「福祉事務所と児童相談所の現状と課題」
- ② 「介護職場の現状と課題」
- ③ 「より良い保育職場を実現するために」
- ④ 「共生社会への実現に向けて」

2日目 分科会 報告

記念講演「震災・アフターコロナについて」（仮題）

講師 井上 きみどり 氏

(2) 2023年度 東北地連社会福祉評議会 第4回幹事会

日時：2023年6月3日（土）10：00（2023東北地連福祉・保育集会前段）

内容：最終打ち合わせ

社会福祉評議会(関東甲地連)報告

1. 幹事会

新型コロナウイルス感染症対策により職場状況が厳しさを増していたため、集会・幹事会ともに中止とした。

2. 役員体制

議長 古林 明郎(東京都本部)

副議長 深沢 満(神奈川県本部)

事務局長 千野 慎一郎(山梨県本部)

幹事 矢島 繁(群馬県本部)

幹事 山家由希子(栃木県本部)

幹事 今橋 孝仁(茨城県本部)

幹事 前原 朝子(埼玉県本部)

幹事 福原 郷史(千葉県本部)

※自治労本部社福評常任幹事 前原 朝子(埼玉県本部)

3. 今後の予定

未定

北信地連活動報告

活動経過報告（2022.11～2023.4）

▶活動なし

今後の活動予定（2023.5～）

▶2023年度第1回幹事会

未定

▶親と子のリレーションシップほくりくへの参画

役員体制

役職	氏名	県本部	単組
地連議長	北嶋 真人	富山	富山市職労
常任幹事	伊原 尚子	福井	越前市職
保育部会幹事	降旗 真一	長野	松本市職労
介護部会幹事	廣野 雅志	石川	陽風園労組
児童相談養育部会幹事	北嶋 真人	富山	富山市職労
セーフティーネット部会幹事	亀間 妙子	福井	越前市公共サービスユニオン
社事労協幹事	明間 悠哉	福井	ふくい福祉事業団労組
障労連幹事	調整中		
社協ネット幹事	佐野 由美子	富山	富山県社協労組
長野県本部選出全国幹事	調整中		
富山県本部選出全国幹事	坂田 毅治	富山	富山県職労
石川県本部選出全国幹事	菅原 明浩	石川	石川県職労
福井県本部選出全国幹事	亀間 妙子	福井	越前市公共サービスユニオン
本部三役（副議長）	伊原 尚子	福井	越前市職
本部セーフティーネット・ 児童相談養育対策PTメンバー	橋本 達昌	福井	越前市公共サービスユニオン
事務局	北村 隆史	石川	石川県本部

東海地連報告

1. 幹事会

(1) 2023 年度拡大幹事会

2022 年 11 月 19 日（土）13：00～名古屋市（ウェブ併用）

内容：2022 年度活動報告

2023 年度活動方針

2023 年度役員体制

2023 年度各種集会の開催について

(2) 2023 年度第 1 回幹事会

2023 年 2 月 5 日（日）13：30～名古屋市（ウェブ併用）

内容：2023 保育集会について

2023 介護集会について

各県報告

2. 今後の日程

(1) 保育集会

2023 年 5 月 27 日（土）10：30～ 名古屋市（ウェブ併用）

(2) 第 2 回幹事会

2023 年 6 月 10 日（土）10：30～ 名古屋市（ウェブ併用）

(3) 介護集会

2023 年 7 月 8 日（土）10：30～9 日（日）12：00 名古屋市（ウェブ併用）

近畿地連

◎前回は福評拡大全国幹事会以降の経過

1. 幹事会の開催

○第2回 2023年1月28日（土）（ならまちセンター：奈良市）

<報告事項>

- ア. 兵庫県本部選出幹事交代について
- イ. 中央社福評／近畿地連関係
- ウ. 各府県本部取り組み報告

<協議事項>

- ア. 2023年度近畿地連社福評総会・第15回福祉集会について
幹事会終了後に開催する地連社福評総会および福祉集会について、参加申込状況や、シナリオの内容、役割分担等の確認を行った。

日程 2023年1月28日（土）13時30分から16時30分

場所 ならまちセンター 奈良市東寺林町38

内容 総会

基調提起（中央社福評：古林議長）

講演（桃山学院大学：萩原教授）

「社会サービスと公共部門とを結び直す

～保育士の労働実態と労働組合活動調査から～」

→参加者（幹事含む）55人（現地20人、WEB35人）

- イ. 近畿地連社福評の各幹事選出について

近畿地連から選出できていない部会の幹事について、継続課題として各府県本部で候補者の選定を行うこととしていたが、現在のところ進展なし。
総会の議案提案の際にも、改めてアナウンスを行うこととした。

<確認事項>

- ア. 近畿地連総会代議員の割り当てについて

日程：2023年11月2日（木）ホテルグランヴィア和歌山

代議員：和歌山県、京都府から各1名

◎当面のとりくみについて

1. 第3回幹事会

2023年4月24日（月）、PLP会館（大阪市）にて開催予定

中国地連報告

1. 取り組み報告

(1) 2023 年度第 1 回中国地連社福評拡大幹事会

日 時：2022 年 11 月 27 日（日）

場 所：WEB 会議

議 題：①各県近況報告
②中国地連第 69 回定期大会議案について
③年間スケジュールについて
④保育・福祉集会について（反省）
⑤その他

(2) 2023 年度第 2 回中国地連社福評拡大幹事会

日 時：2023 年 2 月 19 日（日）

場 所：WEB 会議

議 題：①第 30 回中国地連保育・福祉集会について
②その他

(3) 2023 年度第 3 回中国地連社福評拡大幹事会

日 時：2023 年 3 月 19 日（日）

場 所：自治労広島県本部

議 題：①第 30 回中国地連保育・福祉集会について
②その他

2. 今後の予定

4 月 23 日（日） 中国地連社会福祉評議会第 4 回拡大幹事会（WEB 会議）

6 月 17 日（土） 第 30 回自治労中国地連保育・福祉集会（山口県山口市） ～18 日

四国地連報告

【活動経過報告】

○2022年12月11日 社福評第1回全国幹事会以降の活動

第1回県本部代表者会議（地連大会事前会議）にて、保育学習会を開催することを決定しており、2022年12月に保育学習会の内容・テーマ及び開催日程について各県本部に意見を求めるアンケート調査をおこなった。

【地連選出の役員各幹事】

四国地連選出の幹事等役員は、次のとおりである（特に変更はなし）。

社会福祉評議会役員 2023年度～

	全国幹事	常任幹事	保育部会	介護部会	セーフティネット部会	児童相談 養育部会	社事労協	障労連	社協ネット
香	松本 直樹	溝渕 照将				松本直樹			
徳	橋本 敦士			田中明美	田口勇作				松本祐一
愛	大野 昌之		大野 昌之						
高	武内 昭憲						堀川武志		

○障労連の四国地連選出の幹事がいないため、本部から選出要請がある。

【今後の活動予定】

（1）四国地連社福評保育学習会の開催

○2023年6月4日（日）13：30～16：00 開催（ウェブ）予定

- 講演①「子ども家庭庁って？」
- 講演②「職員配置基準改善の取り組みに学ぶ」
講師：前原 朝子 本部社福評副議長
- 各県本部からの取り組み報告

※みんなで学びあえる学習会となるよう、各県本部において事前準備を依頼している。

（2）第8回四国地連保育・福祉集会

○2023年度開催予定

九州地連社会福祉評議会活動報告

【2022年12月第1回全国幹事会以降の活動】

○第18回九州地連介護・福祉集会資料集編集会議

日時：2023年1月8日（日）14：00～9日（月）12：00

場所：熊本県本部会議室

○第18回九州地連介護・福祉集会（福岡県久留米市）

日時：2023年1月28日（土）13：30～29日（日）12：00

場所：全体会場：久留米シティプラザ

分科会会場：久留米シティプラザ及びホテルニュープラザ久留米

開催形式：対面及び一部ウェブ併用

参加：170名

日程

<全体集会> 13：30～17：45 会場 久留米シティプラザ 5階「大会議室」

13：30～開会 <ウェブ併用> 要約筆記・手話通訳配置

主催者あいさつ 佐藤博之（九州地連社福評議長）

来賓あいさつ 野田和之（福岡県本部執行委員長）

13：45～基調報告

「社会福祉評議会を取り巻く情勢と当面の取組み」

門崎正樹（自治労本部社会福祉評議会事務局長）

14：15～記念講演

演題：「まちびとの暮らし～プロジェクトから生まれる地域循環～」

講演者：中村路子氏・翁昌史氏（まちびと会社ビジナリアル共同代表）

15：45～休憩・移動

16：15～課題別分科会（6分科会）

<課題別分科会> 16：15～17：45 会場 久留米シティプラザ（ウェブ併用）

◆第1分科会（会場：1日目 5階「大会議室2」 2日目 4階「小会議室1」）

（テーマ）「コロナ禍の現場対応・アフターコロナの対応」

（内容）①コロナ禍における施設現場の現状と課題について

②アフターコロナへの取り組み課題について

③公立介護施設の民営化問題について

（対象）社協・公社・事業団・地域包括支援センター・介護事業所・老人福祉施設・市町村介護担当者

（司会者）新戸 雄一（自治労本部介護部会幹事：鹿児島県本部）

（基調講演講師）佐保 昌一（連合本部総合政策推進局長）

◆第2分科会（会場：4階「中会議室2・3」初日のみウェブ併用）

（テーマ）「幼児教育・保育をめぐる現状と課題」（初日WEBのみ）

（内容）①民営化・統廃合について

②コロナ禍で変わった保育業務について

③時間外労働削減の取組み（ICT化等）について

（対象）保育所・認定子ども園・幼稚園・給食担当者・児童館・児童施設
市町村保育担当者・保健師・看護師

（司会者）江藤 友美（自治労本部保育部会幹事：福岡県本部）

平良美佐子（福岡県本部保育部会長）

（助言者）本田恵美子（自治労本部子ども・子育てPT：長崎県本部）

◆第3分科会（会場：4階「中会議室1」）

（テーマ）「生活保護と生活困窮者自立支援制度について」

（内容）①NPO法人「抱樸」による各種支援事業の実践報告

②単組における職域（生活保護）交渉の取組みについて

③国の情勢と自治労の厚生労働省要請行動の報告

④実施（職員）体制について

（対象）生活保護業務・生活困窮者自立支援業務・自治体や社会福祉協議会で
困窮者支援等に従事する職員（会計年度任用職員や臨時職員等を含む）

（司会者）佐藤 剛士（自治労本部セーフティネット部会長：熊本県本部）

（助言者）森松 長生（NPO法人「抱樸」専務理事）

◆第4分科会（会場：1日目 5階「大会議室1」 2日目 4階「小会議室3」）

（テーマ）「改正児童福祉法について考える」

～知ることで世界は変わる～

（内容）①改正児童福祉法について

②各県における児童相談所養育支援の実践報告

③国の情勢と厚生労働省要請行動の報告

④実施（職員）体制について

（対象）市町村こども・女性相談担当（母子保健部門含む）・児童福祉施設
職員（児童館・学童含む）・児童相談所職員（一時保護所も含む）

（司会者）佐藤 裕成（自治労本部児童相談養育部会幹事：宮崎県本部）

森田 修平（自治労本部児童相談養育部会長：沖縄県本部）

（助言者）門崎 正樹（自治労本部社会福祉評議会事務局長）

◆第5分科会（会場：1日目 5階「大会議室2」 2日目 4階「小会議室2」）

（テーマ）「権利擁護活動の実践」

（内容）①福岡市における権利擁護支援「中核機関」の実践報告

②権利擁護支援・成年後見制度の利用促進について

③社会福祉協議会をめぐる現状と課題について

(対 象) 社会福祉協議会職員等 (未組織含む)、権利擁護制度等の自治体職員
(司会者) 土元祐一郎 (鹿児島県本部社会福祉評議会副議長)
(基調講演講師) 小池 紀徹氏 (福岡市社会福祉協議会成年後見推進係長)

◆第6分科会 (会場: 1日目 5階「大会議室3」要約筆記・手話通訳配置
2日目 ホテルニュープラザ久留米 2階「リバティ」)

(テーマ) 「障害者活躍推進計画の評価と課題」

(内 容) ①障害者雇用の現状と課題

②障害者活躍推進計画の策定状況と課題について

③自治体障害労働者を取り巻く職場環境について

(対 象) 自治体障害労働者・市町村福祉担当職員・人事(研修)担当職員・庁舎
管理部門職員・県本部役員 (障労連未組織県本部は必ず)

(司会者) 長瀬 隼規 (福岡県本部障労連部会長)

(助言者) 相星 勝利 (自治労本部障労連代表幹事)

(基調講演講師) 藤林 詠子 (久留米市議会議員)

【2日目・1月29日(日) 9:30~12:00 会場: 久留米シティプラザ
ホテルニュープラザ久留米】

(職域・分野別分科会、終了後解散)

第1分科会 介護労働者・介護事業者の運動課題の交流

第2分科会 保育所・認定子ども園・幼稚園・児童館などの運動課題の交流

第3分科会 生活保護業務の運動課題の交流

第4分科会 児童相談所職場の運動課題、市町村子ども福祉担当職場の運動
課題の交流

第5分科会 社会福祉協議会の運動課題の交流

第6分科会 障労連組織強化についての現状と課題

【今後の予定】

○2023年度九州地連社福評第2回幹事会

日 時 : 2023年5月27日(土) 14:00~ 28日(日) 12:00

場 所 : 沖縄県立博物館・美術館 (博物館講座室)

議 題 : ①第18回九州地連介護・福祉集会(久留米)の総括
②第19回九州地連介護・福祉集会(大分)の開催について
③各県本部の取り組み報告
④特別分科会(保育部会)
⑤分散会(各部会)

IV 社会福祉評議会 各種調査について

自治労発2023第0411号
2023年4月3日

各県本部委員長様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 川本 淳
(総合政治政策局 社会福祉評議会)

2023年度「保育所・学童保育等職場のヒヤリハット調査」 の実施について（調査依頼）

連日のご奮闘に敬意を表します。

さて、社会福祉評議会は、第163回中央委員会で確認された当面の闘争方針に基づき、保育所・学童保育等職場の人員不足による課題を明らかにするため、「保育所・学童保育等職場のヒヤリハット調査」を実施することとしました。

つきましては、下記の通り標記調査を実施します。ご多忙の中、誠に恐縮ですが、ご協力をお願い申し上げます。

また、本調査にかかるご依頼文書（各県本部等から各職場へ調査依頼をかける際に持参できる文書例）も添付しておりますので、ご依頼の際はご活用ください。

記

1. 調査名

2023年度「保育所・学童保育等職場のヒヤリハット調査」

2. 目的

公立・民間保育所等において発生する事故は、職員の人員不足が要因となっている場合が多く、子どもの命と健康を守るためにも、幼児教育・保育の質と量の向上はより一層、重要となっています。

自治労社会福祉評議会は、保育所・学童保育等職場における人員不足の課題を明らかにするため、「ヒヤリ」「ハッ」とした事例や職員の人員不足による影響等についての調査を実施します。

ご多忙のところお手数をお掛けしますが、各県本部保育部会等に所属する組合員や県本部・地連主催の集会・学習会参加組合員対象に、調査に対するご協力をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

【ヒヤリハットとは】

「ヒヤリハット」とは、災害には至らなかったものの、一歩間違えれば災害になっていたかもしれない「ヒヤリ」としたり「ハッ」とした経験（運が悪ければ怪我をしていたかもしれない事故や、不安な状態又は行動によって驚いたこと）を意味します。

また、これに関しては、米国技師ハインリッヒ氏が労働災害の発生確率を分析した「ハインリッヒの法則（1：29：300）」というものがあり、その中で、1つの重大な災害の背後には、29の軽微な災害があり、その背景には300の無傷事故（ヒヤリハット事例）があるとされています。（地方公務員災害補償基金「ヒヤリハット事例集～保育事業編～」2012年より）

3. 実施期間

2023年4月24日（月）～5月31日（水）

※調査基準日は、2023年4月1日とします。

4. 調査対象

各県本部保育部会等に所属する組合員（保育士、調理員、放課後児童支援員他）

5. 調査票・ご依頼文

(1) 調査内容・調査票

①調査内容

自治労に加盟している市区町村の保育所・学童保育等職場におけるヒヤリハット調査

- 職場全体の人員配置状況
- 「ヒヤリ」「ハッ」とした経験
- 休憩時間の有無
- 保育職場で最も課題となっていること

②調査票

基本は、[Googleフォーム](#)で調査を実施します。参考に、調査項目を添付します【別紙1】。

(2) ご依頼文（参考用）

各県本部等から各職場へ調査依頼をかける際に持参できる文書（例）を作成いたしました。

ご依頼の際にご活用ください【別紙2】。

6. 調査方法

(1) 調査は、[Googleフォーム](#)で実施します。QRコードを掲載したチラシを添付しますので、ご活用ください【別紙3】

(2) 実施期間（4月24日～5月31日）に、[Googleフォーム](#)で回答をお願いします。

7. 調査結果

第43回全国保育集会（2023年7月29日～30日開催）において、集約結果の概要を報告予定です。

注）調査結果報告時期はあくまで予定です。

集約状況によっては遅れる場合もありますので、ご了承ください。

8. お問い合わせ

本部社会福祉評議会（門崎・会田）

電話 : 03-3263-0261 FAX : 03-5210-7422

メール : aida@jichiro.gr.jp

自治労2023年度「保育所・学童 保育等職場のヒヤリハット調 査」

このたび、自治労では、保育所・学童保育等職場の人員不足による課題を明らかにするため、「ヒヤリ」「ハッ」とした事例や職員の人員不足による影響等についての調査を実施します。

ご多忙の中、誠に恐縮ですが、ご協力をお願いいたします。

1. 所属する県本部を選んでください

1つだけマークしてください。

- 北海道
- 青森
- 岩手
- 宮城
- 秋田
- 山形
- 福島
- 新潟
- 群馬
- 栃木
- 茨城
- 埼玉
- 東京
- 千葉
- 神奈川
- 山梨
- 長野
- 富山
- 石川
- 福井
- 静岡
- 愛知
- 岐阜
- 三重
- 滋賀
- 京都

- 奈良
- 和歌山
- 大阪
- 兵庫
- 岡山
- 広島
- 鳥取
- 島根
- 山口
- 香川
- 徳島
- 愛媛
- 高知
- 福岡
- 佐賀
- 長崎
- 大分
- 宮崎
- 熊本
- 鹿児島
- 沖縄

2. 所属する職場を選んでください

1つだけマークしてください。

- 保育所
- 認定こども園
- 幼稚園
- 学童保育
- 児童館
- その他: _____

3. 職種を選んでください

1つだけマークしてください。

- 保育士
- 教諭
- 放課後児童支援員
- 児童館職員
- 調理員
- 看護師
- 保健師
- 事務職
- その他: _____

4. 職場全体の人員配置について、問題があると思いませんか。
1つだけマークしてください。

- ある
 ない
 わからない

5. 4-2. 「ある」と回答された方にお聞きします。職員の人員配置について、どのような問題があると思いませんか。あてはまる回答を選択してください（複数選択）。

当てはまるものをすべて選択してください。

- 人が足りない
 非正規の職員が多い
 配置基準がそもそも問題
 非正規職員の年齢構成が高齢者に偏っている
 経験の浅い職員が多い
 その他: _____

6. 5. 4月1日～4月30日の1か月間について、職場で、職員の人員不足を要因に、「ヒヤリ」としたり、「ハッ」とした経験がありますか。

1つだけマークしてください。

- ある
 ない
 その他: _____

7. 5-2. 4月1日からの1か月間で、「ヒヤリハット」経験がある方にお聞きします。あてはまる時間帯を選択してください（複数選択）。

当てはまるものをすべて選択してください。

- 7:00～8:30
 8:30～10:00
 10:00～11:30
 11:30～13:00
 13:00～15:00
 15:00～16:00
 16:00～17:30
 17:30～19:00
 その他: _____

8. 5-3. 4月1日からの1か月間で、「ヒヤリハット」経験がある方にお聞きします。どのような時に発生したか、具体的な行動内容を選択してください（複数選択）。

当てはまるものをすべて選択してください。

- 早朝時
 送迎時
 午前保育中
 昼食時
 外遊び
 午睡時
 おやつ時間
 散歩時
 夕方保育
 一時保育
 その他: _____

9. 5-4. 4月1日～4月30日の1か月間について、職場で、職員の人員不足を要因に、他の職員が「ヒヤリ」したり、「ハッ」としたところを見聞きしたことがありますか。

1つだけマークしてください。

- ある
 ない
 その他: _____

10. 5-5. 4月1日からの1か月間で、他の職員が「ヒヤリハット」したところを見聞きした経験がある方にお聞きます。あてはまる時間帯を選択してください（複数選択）。

当てはまるものをすべて選択してください。

- 7:00～8:30
 8:30～10:00
 10:00～11:30
 11:30～13:00
 13:00～15:00
 15:00～16:00
 16:00～17:30
 17:30～19:00
 その他: _____

11. 5-6. 4月1日からの1か月間で、他の職員が「ヒヤリハット」したところを見聞きした経験がある方にお聞きます。どのような時に発生したか、具体的な行動内容を選択してください（複数選択）。

当てはまるものをすべて選択してください。

- 早朝時
 送迎時
 午前保育中
 昼食時
 外遊び
 午睡時
 おやつ時間
 散歩時
 夕方保育
 一時保育
 その他: _____

12. 6. 4月1日からの1か月間で、「ヒヤリハット」経験がある方にお聞きます。どのような対策を講じることで事故を防ぐことができたか、具体的にお聞かせください。

13. 7-1. 職員の人員不足を要因として、できなくなった日常業務や行事などがありましたか。

1つだけマークしてください。

- ある
 ない
 その他: _____

14. 7-2. 「ある」と回答された方にお聞きします。具体的に聞こかせください。

15. 8-1. 職員の配置基準が改善されたら、これまでできなかったことができようになることがありますか。

1つだけマークしてください。

- ある
 ない
 その他: _____

16. 8-2. 「ある」と回答された方にお聞きします。具体的に聞こかせください。

17. 9-1. 平日の勤務中、休憩時間は取れていますか。おおよそ取れる時間をお聞かせください。

1つだけマークしてください。

- 取れない (0分)
 1分～5分未満
 5分～15分未満
 15分～30分未満
 30分～45分未満
 45分～60分未満
 その他: _____

18. 9-2. 土曜の勤務中、休憩時間は取れていますか。おおよそ取れる時間をお聞かせください。

1つだけマークしてください。

- 取れない (0分)
- 1分～5分未満
- 5分～15分未満
- 15分～30分未満
- 30分～45分未満
- 45分～60分未満
- その他: _____

19. 9-3. 学童保育職場の方にお聞きします。1日保育（夏休み等、長期休み期間中）の勤務中、休憩時間は取れていますか。おおよそ取れる時間をお聞かせください。

1つだけマークしてください。

- 取れない (0分)
- 1分～5分未満
- 5分～15分未満
- 15分～30分未満
- 30分～45分未満
- 45分～60分未満
- 学童保育ではない
- その他: _____

20. 10. 職場で課題となっていることは何ですか。あてはまるものにチェックを入れてください。

当てはまるものをすべて選択してください。

- 人員不足
- 書類作成の業務が多いこと
- 長時間労働
- 休暇が取得できない
- 新型コロナウイルス感染症予防対策
- 残業が多いこと
- シフトが組みにくいこと
- 正規職員の負担が大きイ
- 正規職員の新規採用がないこと
- 保育施設の民営化
- 非正規職員の処遇改善
- 園児減少
- 職員間で話をする時間がない
- 不払い残業がある
- 教育研修の時間がない（人材育成ができない）
- その他: _____

このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。

Google フォーム

自治労「2023年度保育所・学童保育等職場のヒヤリハット調査」

ご協力をお願い

2023年3月

全日本自治団体労働組合（自治労）
総合政治政策局・社会福祉評議会

日頃より、自治労運動へのご理解・ご協力に感謝申し上げます。

さて、公立・民間保育所等において発生する事故は、職員の人員不足が要因となっている場合が多く、子どもの命と健康を守るためにも、幼児教育・保育の質と量の向上は、より一層、重要となっています。

自治労社会福祉評議会は、保育所・学童保育等職場における人員不足の課題を明らかにするため、「ヒヤリ」「ハツ」とした事例や職員の人員不足による影響等についての調査を実施します。

アンケート結果は、自治労ホームページや2023年7月29日（土）～30日（日）に開催する「第43回保育集会」において報告する予定です。

なお、本調査はオンラインにて実施し、ご回答いただいた内容は統計的に処理し、個人や施設等が特定される形で公表することは一切ありません。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

アンケート調査への回答の仕方

- ① 右記のQRコードをスマートフォンなどで読み取ってください。
- ② 対象：自治労各県本部に所属する組合員（保育士、教諭、調理員、放課後児童支援員他）です。お1人、1回答でお願いします。
- ③ 回答の所要時間：5分程度
- ④ アンケート調査を最後まで回答して、送信ボタンを押したら回答終了です。

調査項目 QR コード



WEB アンケート実施期間	2023年4月24日（月）～5月31日（水）
調査方法	グーグルフォーム

お問い合わせ；自治労本部総合政治政策局 社会福祉評議会（門崎、会田）
TEL：03-3263-0261 メールアドレス：aida@jichiro.gr.jp

< 協議事項 資料 >

社会福祉評議会を取り巻く情勢と当面の取り組みについて（案）

自治労社会福祉評議会

I. 社会福祉を取り巻く最近の情勢

1. 2023 年度予算について

2023 年度予算案が 2023 年 3 月 28 日に参院本会議において可決・成立しました。一般会計の総額は、当初予算として初めて 110 兆円を超え、過去最大の 114 兆 3,812 億円となりました。

歳出の上位 3 つは、3 分の 1 近くを占める「社会保障関係費」が 2022 年度比 6,154 億円増の 36 兆 8,889 億円、過去に発行した国債の償還等に充てる「国債費」が 9,111 億円増の 25 兆 2,503 億円、そして「地方交付税交付金」が 5,166 億円増の 16 兆 3,992 億円となり、これらはいずれも過去最大となっています。特筆すべきは、防衛関係費が 26%（1 兆 4,192 億円）増の 6 兆 7,880 億円と過去最大になったほか、これとは別に将来の防衛力強化にあてる防衛力強化資金に 3 兆 3,806 億円が計上されました。また、コロナ、物価対策、ウクライナ危機対策に備えた予備費 5 兆円が確保されています。

4 月から発足したこども家庭庁分では、一般会計と特別会計を合わせ、4 兆 8,104 億円が計上されています。「こどもまんなか社会の実現」にむけたスタートとなる今回の予算案は 2022 年度に厚生労働省や内閣府が計上した関連予算と比べて、わずか 2.6%（1,233 億円）の増額にとどまっており、防衛関係費の 26% 増に比べ、あまりに不十分と言わざるを得ません。また、今後についても、国は 6 月をめどに骨太の方針で子ども関連予算の将来的な倍増に向けた当面の道筋を示すとして、こども未来戦略会議で財源議論が重ねられていますが、増額ありきで今後の具体策が講じられた防衛費と違い、こども家庭庁としても議論をしっかりと積み上げていく必要があります。

2023 年度予算は、防衛関係費の目を疑うような増大、国会の事前協議の例外である予備費計上の常態化をはじめとする過去最大となる歳出、3 割以上を新規国債の発行に頼らざるを得ない歳入など、財政規律の形骸化と安易な国債依存による将来世代への負担のつけ回しが露呈しており、決して容認できるものではありません。財政の健全化に向け、弛緩した財政規律の強化と歳出構造の見直しが求められます。

自治労では、この間、総務省、厚生労働省に対し予算要求行動を行い、社会保障の各政策の充実とそのための財源確保を要求してきましたが、今後も政策実現に必要なさらなる財源の確保を求めるとともに、2024 年度予算に向けた取り組みを行っていきます。

2. こども・子育て政策の強化について（試案）について

国は、2023年3月31日、「こども・子育て政策の強化について（試案）」（以下「試案」）を取りまとめ、公表しました。この試案は、1月の岸田首相の「異次元の少子化対策」発言を受け、関係府省により構成される「こども政策の強化に関する関係府省会議」が設置され、策定されました。

試案では、こども・子育て政策を抜本的に強化し、少子化の傾向を反転させるため、今後3年間を集中取組期間として取り組む政策「こども・子育て支援加速化プラン」、めざす将来像を示し、6月の「骨太の方針2023」に向け、さらに検討を深めていくとしています。

内容をみると、基本理念は評価できる部分もありますが、既存の政策を一部拡充の上、網羅して方針を明記しているに過ぎず、政策の詳細や裏付けとなる財源の問題には全く触れられていません。「本試案をベースに、国民的議論を進めていくため、4月以降、内閣総理大臣の下に新たな会議を設置し、さらに検討を深めるとともに、こども家庭庁にてこども政策を体系的にとりまとめつつ、6月の『骨太の方針2023』までに将来的なこども予算倍増に向けた大枠を提示する。」と記されているとおり、財源確保の方向性さえも提示されず問題は先送りとなっています。

こども・子育てを社会全体で支える安定的な財源が確保されなければ、この試案も「こども子育て支援新制度」で財源不足により実施されていない施策同様、絵に描いた餅となることは明らかで、国民を巻き込んだ実効性のある議論が必要です。

試案にある「こども・子育て支援加速化プラン」では、子育て支援について、量の拡大から質の向上へ施策の重点を移すとして、1歳児は6対1から5対1に、4・5歳児は30対1から25対1に職員配置基準を改善すると明記されています。しかし、この改善は『社会保障と税の一体改革』以降積み残された（課題）」と記されているとおり、2015年から始まった「こども子育て支援新制度」で、0.3兆円超の恒久的な財源を確保して行う質の向上メニューとされ、これまで実施されてこなかった加算による配置改善策に過ぎず、配置基準そのものの見直しではないことは担当大臣が記者会見で明らかにしています。

0.3兆円メニューにあたる改善が試案に明記されたこと自体は、これまで自治労が要求し続けてきた一定の成果とも言えます。しかし、加算による改善は、2015年から消費税増税分により実施済の3歳児の配置改善加算と同じく、民間保育所では公定価格による加算を取得する保育所と取得しない保育所が併存することになります。また、運営費が一般財源化となっている公立保育所では、加算分を含めた地方交付税の算定が予想されますが、自治労が昨年実施した調査では、自治労加盟の自治体の6割が3歳児の職員配置改善を行っておらず、その状況をふまえると、1歳児と4・5歳児の加算による改善は、保育の人員確保につながらず、結果として、こどもの住む地域や通う保育所、公私の違いで保育の質の格差がさらに拡大することになりかねません。抜本的な保育の質の向上に向け、すべてのこどもが同様な保育を受けるためには、省令で定める職員配置の最低基準そのものの見直しによる改善が必要です。

また、保育士等の更なる処遇改善の検討も試案には記されています。産業全体か

らみて賃金が低位にある保育士の賃金の底上げは急務ですが、あわせて人材確保の重要性にも目を向ける必要があります。公立保育所では、給与水準が低位に留まっている非正規である会計年度任用職員はもとより、給与体系が整っている正規職員であっても、地方の自治体では採用を募集しても人材が集まらない状況があるなど、賃金だけが要因ではないことをふまえた人材確保策と処遇改善はセットで考える必要があります。自治労では、試案について、今後の検討を注視し、必要に応じ、こども家庭庁への要請行動や、国会対策を行っていきます。

3. 厚生労働省、こども家庭庁の組織の概要について

厚生労働省については、この間のコロナ禍での対応から、次の感染症危機に備え、平時からの感染症対策対応能力を強化するため、健康局に「感染症対策部」を設置し、部内に「企画・検疫課」、「予防接種課」、結核感染症課を置き、他省庁との連携し、平時からの感染症危機への対応準備に係る企画立案をはかるとしています。また、困難な問題を抱える女性への支援の推進体制の整備として、社会・援護局に「女性支援室」を設置するとしています。

こども家庭庁については、定員は施設等機関 80 人を含む 430 人を確保し、内部部局には、大綱の策定や少子化対策、こどもの意見聴取の政策反映等の企画立案・総合調整を所管する「長官官房（定員 97 人）」、妊娠から就学前のすべての子どもの育ちの保障やこどもの居場所づくりなどを所管する「こども成育局（160 人）」、困難な問題を抱えるこどもや家庭に対する包括的支援、児童虐待防止やこどもの貧困、障害児支援を所管する「こども支援局（定員 93 人）」を置き、4月からスタートしています。

4. 介護保険制度改正について

2024 年度の介護保険制度改正に向け、2022 年 12 月 20 日に厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会介護保険部会において、「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられました。

「地域包括ケアシステムの深化・推進」のうち、「在宅サービスの基盤整備」に関して、複数の在宅サービス（訪問や通所など）を組み合わせ提供する複合型サービスの類型の新設や看護小規模多機能型居宅介護等の更なる普及方策について検討すること、「医療・介護連携等」では医療部会でのかかりつけ医機能の検討状況を踏まえ、必要な対応を行うこと、「介護情報利活用の推進」では自治体・利用者・介護事業者・医療機関等が、介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備するための事業を地域支援事業に位置づける方向で検討すること、「地域包括支援センターの体制整備等」に関しては、センターの業務負担軽減のため、介護予防支援の指定対象を居宅介護支援事業所に拡大することや市町村からの業務の部分委託を可能とする等の見直し、確保が困難となっている保健師・社会福祉士・主任介

護支援専門員の3職種について、配置は原則としつつ、職員配置の柔軟化を提言しています。

また、「介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性の確保」のうち、「総合的な介護人材確保対策」では海外からの人材確保の推進、「地域における生産性向上の推進体制の整備」では地方自治体の役割の法令上の役割の明確化、「介護現場のタスクシェア・タスクシフティング」では介護助手について、業務の切り分け、制度上の位置付け等の検討、他にも「財務状況等の見える化」として介護サービス事業所の経営情報を詳細に把握・分析できるよう、事業者が都道府県知事に届け出る経営情報について、厚生労働大臣がデータベースを整備し公表すること、介護サービス情報公表制度について、事業者ごとの財務状況を公表することを挙げています。

このうち、被保険者、介護事業者などの関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を地域支援事業として位置付ける「介護情報基盤の整備」、看護小規模多機能型居宅介護を複合型サービスの一類型として、法律上に明確に位置付け、そのサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化する「看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化」、介護予防支援について、居宅介護支援事業所も市町村からの指定を受けて実施できることとし、総合相談支援業務についても、その一部を居宅介護支援事業所に委託することを可能とする「地域包括支援センターの体制整備等」、介護サービスを提供する事業所や施設に生産性の向上が図られるように必要な助言・指導を行う旨の都道府県に対する努力義務規定の新設、介護サービス事業所等における生産性の向上に資する事業の都道府県介護保険事業支援計画への追加など「介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務」が全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案に盛り込まれ、2023年2月10日に今通常国会に提出されています。

また、「見直しに関する意見」では「給付と負担」について、「1号保険料負担のあり方」、「『現役並み所得』、『一定以上所得』の判断基準」、老健施設や介護医療院の「多床室の室料負担」については2024年度からの第9期介護保険事業計画に間に合うよう引き続き議論を重ね、2023年夏までに結論を得るとしています。なお、「ケアマネジメントに関する給付のあり方」、「軽度者への生活援助サービス等に関する給付のあり方」は次期である第10期計画までに結論を得るとしています。

なお、介護報酬改定のスケジュールとしては、2023年中に社会保障審議会介護給付費分科会において介護報酬改定の議論がスタートし、12月に介護給付費分科会での議論が取りまとめられ、2024年1月に介護報酬改定が告示、4月に介護報酬改定が施行されることとなります。

5. 生活保護関係について

5年に1度となる2023年10月からの生活保護基準の見直しに向けた「社会保障審議会生活保護基準部会報告書」が2022年12月6日に取りまとめられました。

報告書では生活扶助費を級地ごとに試算しており、従来通りの級地区分だった場合、現行基準と2019年度の全国家計構造調査の低所得者（年収階級第1・十分位層）の消費水準との比較において、都市部の75歳以上単身世帯が8.2%上回り、そのほかの75歳以上単身世帯や75歳以上の夫婦世帯も級地を問わず上回る状態、一方、地方都市の夫婦子2人世帯が9.1%下回り、夫婦1人世帯では、どの級地でも横ばいが微減となるなど、ばらつきが見られていました。この結果をふまえると高齢者や単身世帯を中心に大半の世帯で生活扶助費が引き下げとなる内容で、物価高やコロナの影響を加味していないことから、多方面から懸念の声が上がり、自治労としても12月16日、厚生労働省に対し、生活保護に基準の見直しも含めた生活保護・生活困窮者自立支援施策に関する要請・意見交換を行いました。

これらをふまえ、12月21日に財務大臣と厚労大臣に事務折衝で2023～24年度に限り、比較対象となる低所得者世帯の消費水準に1,000円を加算することにより生活扶助費を引き上げ、この措置の適用後でも引き下げとなる世帯は引き下げを送り現行基準を維持することで決着がなされました。

2025年度以降の基準額は社会情勢をふまえて判断するとしていますが、本来の調査結果を用いた引き下げを念頭に置いたものとなる可能性が高いことは言うまでもありません。今回の検証は、「年収階級第1・十分位」という下位10%の低所得層の消費水準と生活保護基準を比較する方法が用いられています。生活保護の捕捉率が2割程度といわれる我が国において、第1・十分位層には、生活保護基準以下の生活をしている低所得層が多数含まれており、こうした層との均衡のみで生活保護基準の水準を捉えることは「絶対的な水準を割ってしまう懸念がある」と今回の基準部会報告書でも述べているところです。消費実態との比較によらない新たな検証手法を開発することが、前々回の検証時に喫緊の課題とされて以来、すでに10年が経過しています。今回は政治決着という形となりましたが、経済情勢の急激な変化を生活保護費の算定方法にどのように反省するべきかという問題は依然残されたままとなっています。

生活困窮自立支援制度については、2022年12月6日に開催された社会保障審議会生活困窮自立支援及び生活保護部会において、中間取りまとめに就労支援準備事業、家計改善支援事業を「必須事業化する方向で検討を進める」として明記されました。前者は自治体での実施率は2021年度71.7%、後者は72.8%となっていますがコロナの影響でさらなる利用者数の増加が見込まれています。今後も必要に応じて部会で議論を継続していくとし、2023年の法改正を経て必須事業化される見通しですが、これらの業務増に見合う財源の確保をしっかりと求めていく必要があります。

6. 児童虐待防止、児童相談支援について

2024年4月の改正児童福祉法の施行に向け、2022年12月15日に児童相談所や市町村の体制強化を計画的に進めていくための新プランである「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が策定されました。内容は2023年度から2024年度の2年で児童福祉司を現在の5,780人から6,850人に1,070人の増、同様にスーパ

ーバイザーを現在の 960 人から 1,210 人に 250 人の増をめざすとしています。また、2023 年度から 2026 年度の 4 年で児童心理司を現在の 2,350 人から 3,300 人に 950 人の増をめざすとし、そのほか弁護士やパラリーガルの活用、一時事保護時の判断に資する AI の活用の推進なども盛り込まれています。なお、児童福祉司、児童心理司の増員の財源については、交付税措置により財源が確保されます。

こどもの権利擁護をふまえた今回の児童福祉法の改正は非常に重要なものであったことは言うまでもありません。しかし、法改正を実効性のあるものにするためには、法改正による新たな施策（子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の再編や支援計画の作成、新たに身近な子育て支援の場として保育所等を地域子育て相談機関として活用、児童相談所一時保護時の司法審査対応等）の負担増に見合った人員増・人員確保が必須の課題であることから、必要な財源の確保を求め、こども家庭庁への要請・意見交換、国会対策を行っていきます。

7. 障害者雇用の促進について

第 210 回臨時国会で、2022 年 12 月 10 日、障害者総合支援法等の一部を改正する法律案が賛成多数で可決されました。改正障害者雇用促進法では、雇用の質の向上を目的とし、「事業主の責務」が定められた条文（努力義務）が盛り込まれ、「職業能力を開発し、向上させるための措置」の実施が加わりました。

この改正に伴い、2024 年 4 月から公務部門も含め事業主の責務に、適当な雇用の場の提供や適正な雇用管理等に加え、職業能力の開発や向上に関する措置が含まれることが明確化されたことから、公務部門の障害者の活躍推進に関する取組をより一層進め、雇用の質の向上を図るため、障害者活躍推進計画の作成指針に、①障害者である職員の定着に関する目標（定着率等）を設定すること、特に定着に関する課題解決に向けた取組を進めるに当たっては就労支援機関等を活用することが必要であること、②配置後において、多様な業務を経験できるような配置を検討していくことが重要であること、③本人の希望に応じた短時間労働による就業も重要であり、短時間勤務から始めて勤務時間を段階的に延長していくことが望ましいこと、④人事評価に基づく業務目標の設定等に当たっては、業務実績やその能力等も踏まえることが重要であることを加える見直しを行っています。各自治体における活躍推進計画を点検し、未実施の場合は見直しを求める必要があります。

また、現在、民間企業 2.3%、国・地方公共団体では 2.6%、都道府県等の教育委員会では 2.5%と設定されている障害者雇用の法定雇用率は、2023 年度以降の 5 年間で民間企業 2.7%、国・地方自治体では 3.0%（教育員委員会 2.9%）に引き上げられます。経過措置として、2023 年度は据え置き、2024 年 4 月、2026 年 7 月にそれぞれ 0.2%ずつ引き上げが行われます。各自治体は、率先して障害者を雇用することが責務とされていることから、雇用率を達成するため計画的な採用を求める必要があります。

8. 政策要求実現のための政治活動の推進について

私たちの職場に密接にかかわる介護、保育、生活保護などの社会保障制度は、すべて法律として政治の場で決定されることは言うまでもありません。制度の変更は私たち自治体や公共サービスの業務に大きく影響しますし、当然、それらを利用する住民に大きく影響を及ぼします。

また、地方自治体で働く一職員としても、地方公務員法、地方自治法をふまえた各自治体において地方議会を経た給与条例等の条例により身分労働条件が規定されます。同様に地方公務員の労働条件に影響を及ぼす国家公務員も国会を経た国家公務員法、一般給与法により身分労働条件が規定されています。

労使の交渉は、法律や条例の枠内における社会保障制度の運用や労働条件であり、労働組合の運動のみでは超えられない壁があるのも事実です。その意味で、公共サービス、とりわけ福祉の現場で働く私たちは、仮に政治に無関心であったとしても、好むと好まざるとに関わらず、政治に『無関係』ではられません。国会や地方議会に自治労の代弁者として組織内議員を送り出し、法律・条例に現場の意見を反映させ、ひいては私たちの労働条件や住民の福祉をさらに良いものにしていく。このことが組織内議員を必要とする理由であり、福祉職場の組合員ひとりひとりの意識に醸成されるよう普段から取り組む必要があります。

9. 社会福祉評議会の組織強化・拡大について

自治労は2019年の福岡大会（第92回）で決定された「第5次組織強化・拡大のための推進計画」（以下「第5次組強」）において、「単組活動の活性化を通じた取り組み」、「4年間で80万人自治労の回復」を大目標として、会計年度任用職員制度のスタートを契機に、同じ職場で働くすべての者を対象とした組織化を掲げてきました。

しかし、第5次組強決定から間もなくの2020年2月以降、コロナ禍の影響を大きく受け、対面を中心とした運動が困難な状況となり、そのような中、組合員数の長期的な減少傾向は歯止めがかからず、直近の2021年の自治労組織基本調査では、これまで以上の大幅な減少となり、組合員数は74.7万人になりました。

組合員の減少は、本部・県本部財政を圧迫し、運動・活動の維持・支援を困難にするだけでなく、対政党や対中央省庁、対当局における影響力・発信力・交渉力等の縮小、ひいては自治労運動そのものの持続性が危ぶまれることにつながります。

自治労では、コロナ禍においても、ウェブを活用した集会・幹事会を行うなど運動を継続し、コロナの感染症法上の位置づけが「5類」に移行後も、対面とウェブを併用した新たな形の組合運動が進められています。同時に、引き続き、組織の活性化と新規採用職員をはじめとした加入拡大に取り組んでいかなければならず、現在、第5次組強の基本方針を引き継ぐ形で「第6次組織強化・拡大のための推進計画」の議論が重ねられています。

社会福祉評議会においても、公務労働者・公共サービス民間労働者・正規・非正規職員を問わずに結集した、社会福祉の拡充と労働者の地位向上・処遇改善をめざ

した運動をつくるため、運動の強化・評議会運営に加え、組織拡大に取り組むことが必要です。

社会福祉評議会運動は、多岐にわたる現場での課題解決にむけ、「職場の困りごと」を共有化し、さらには現場実態を通じて社会福祉政策へ提言を行うなど専門性が求められる運動・取り組みに軸足があります。その反面、組織強化・拡大については、評議会の性質上、多くの社会福祉評議会の職場が基本単組の分会ということもあり、新規採用職員の加入を含めた組織強化・拡大については「基本単組の取り組み」という意識があることは否めず、組織強化・拡大の取り組みが必ずしも単組執行部と連動していない状況があります。

しかし、職場の課題解決の最後の過程は、「職場」の当局に対する影響力、発信力、交渉力が重要であり、そのためには前述したとおり、組織化が大きな要素となります。職場課題の解決と組織化は密接に結びついており、社会福祉評議会に結集する私たちに「組織強化・拡大の意識」の醸成をはかることが必要です。

Ⅱ. 当面の取り組みについて

1. 社会福祉職場の組織強化・拡大にむけた取り組み

- ・県本部・単組は、新規採用職員の組合加入状況を点検し、100%加入をめざします。加えて未加入者をはじめ、会計年度任用職員と再任用・再雇用職員の組織化に積極的に取り組みます。
- ・県本部・単組は、「社会福祉評議会加入促進ビラ」を活用して、自治体や社会福祉協議会・社会福祉事業団をはじめとした社会福祉職場の組織強化・拡大に取り組みます。
- ・じちろう共済（団体生命共済）への加入促進にむけ、評議会内における幹事会・集会において共済制度を周知し、新規採用者等の組織化と加入拡大を一体のものとして、共済推進運動の底上げをはかります。

2. 子ども・子育て支援に関する取り組み

- ・国が公表した「こども・子育て政策の強化について（試案）」で打ち出された保育士の配置基準の改善は、現行制度で、0.3兆円超の恒久的な財源確保ができないことから、いまだ実施されていない1歳児、4・5歳児の加算による配置改善策に過ぎません。本部は、他の年齢児も含めた配置基準そのものの見直しを求め、国会対策・省庁要請に取り組みます。
- ・県本部・単組は連携して、保育職場の人員確保と職員配置基準改善に向け、本部が作成した「配置基準改善シート」と「改善ひと言シール」を活用し、職場内で課題を共有します。また、取り組んだシートを使って、自治労組織内議員を中心に、保育関係職場の課題について、意見交換の実施に取り組みます。
- ・県本部・単組は、保育士、放課後児童支援員等の職員配置基準の見直し、人員確保、財源保障を求めて、本部モデル案や説明資料を活用し、自治体意見書採択

に取り組みます。

・単組は、保育士等の処遇改善について、公立保育所では、公定価格における処遇改善加算Ⅲ相当の財源が地方交付税により措置されていることから、実施状況を確認し、着実な実施を求めます。あわせて、賃金水準の引き上げが急務である会計年度任用職員の保育士について、賃金等の改善を求め、保育職場全体としての処遇改善と人員確保・離職防止を進めます。また、同様に財源が措置されている公立保育所の3歳児「15：1」職員配置について着実な実施を求めます。

・本部は、4～5月に実施した保育職場の「ヒヤリハットアンケート」調査結果から明らかとなった課題について検討し、結果を7月に実施予定のこども家庭庁要請などの場において活用します。

・本部は、第43回全国保育集会を7月29～30日に、東京・ニッショーホール、日本教育会館、自治労会館にて、対面およびウェブで開催し、保育をめぐる課題の共有と取り組みの意思統一をはかります。集会参加者に対し、本部作成の販促チラシを活用し、「自治労の保育運動」の定期購読を広く呼びかけます。

3. 介護・障害福祉サービス政策に関する取り組み

・本部は、2024年の介護保険制度改正および介護報酬改定にむけ、連合を通じて審議会への意見反映を行うとともに、同時改定となる障害福祉サービス等報酬改定とあわせ、省庁要請や国会対策に取り組みます。

・本部は、特定処遇改善加算、処遇改善加算、ベースアップ等支援加算の拡充・充実を求めるとともに、介護保険制度、障害者福祉制度の一層の充実に向けて、省庁要請などの必要な対策を進めます。単組は、新たな加算であるベースアップなどの支援加算の着実な実施を求めます。

4. 生活保護および貧困等に関する取り組み

・2023年度の生活保護基準の見直しでは、物価高騰等の特例措置として2024年度まで引き下げが見送られました。しかし、生活保護基準部会では高齢者世帯を中心に生活保護基準を引き下げる検証結果を得ていることから、本部は県本部・単組と連携して、2025年度以降においても、貧困や格差の拡大につながる生活保護基準の引き下げを行わないよう省庁対策などに取り組みます。

・本部は、生活保護受給者の自立支援に向けたケースワーク機能の充実をはかるため、福祉事務所の人員体制の強化に必要な財源の確保を求めます。また、県本部・単組は、各福祉事務所ケースワーカー等の増員を求めます。

・本部は生活困窮者自立支援制度における充実した支援体制を確保するため、人員増等に伴う財源確保を求めます。また、すべての任意事業の必須化、とりわけ貧困の連鎖を防ぐために重要である「子どもの学習・生活支援事業」の早期の必須化を求めます。

5. 児童虐待の防止に関する取り組み

・本部は、2024年4月の改正児童福祉法の施行に向けて、改正に盛り込まれた児

童相談所・市町村の新たな体制強化策に伴う業務増に見合った財源確保を求めます。

・県本部・単組は、児童虐待および虐待死を防止するため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき予算が確保されている児童福祉司、スーパーバイザー、児童心理司の増員と専門職の配置・育成を求めます。

6. 障害者施策に関する取り組み

・本部は、自治労障害労働者全国連絡会（障労連）を中心に、県本部・単組と連携して、差別禁止指針と合理的配慮指針、および合理的配慮指針事例集などを活用し、実効性を高めるために取り組みます。

・単組は、障害労働者の採用後、職場の環境や対応に起因する離職者が生じることのないよう、職場内の作業や移動の負担軽減、体調への配慮などを行い、働き続けられる環境の整備を求めます。また、障害者が働くための人的支援や必要な機器の導入など、職場環境の改善を求めます。

・単組は、自治体の法定雇用率の段階的な引上げ（2023年度2.6%据え置き、2024年度2.8%、2026年度3.0%）の達成に向け、民間企業に対し率先して障害者雇用に取り組む観点からも、計画的な採用を求めます。

7. 地域福祉の推進、地域共生社会の実現にむけた取り組み

・コロナ禍における各種給付金の返還事務など、新たな業務負担増による人員不足をはじめとした課題について、必要な財源を求めます。

・「ヤングケアラー」の支援について、本部は、自治体への社会的認知度の向上、支援体制強化に必要な財源の拡充を引き続き求めます。単組は、任意事業である重層的支援体制整備事業の実施をはじめ、ヤングケアラーの支援・孤立防止のための支援体系の構築を求めます。

2024 年度社福評幹事会・集会のあり方について（検討）

2024 年度の社福評運動は、2020 年の 2 月後半から始まった新型コロナの感染拡大から数えて 4 年度目を数えます。当初はコロナ禍における大幅な運動制限となりましたが、そのような中でも zoom の活用、対面との併用による幹事会・全国集会を行い、with コロナでの運動を行ってきました。

そのような中、新型コロナは 5 月 8 日に感染法上の位置づけが 5 類に移行するなど、社福評の運動もコロナ禍以前の運動が可能となってくることが予想されます。しかし、コロナ禍における幹事会や集会から始まった zoom 活用は、いまや私たちの運動の一部となっており、新型コロナが終息したあとも、活用し続けていくことは明らかです。

一方、この間、本部では予算の執行において、一般会計の単年度収支赤字や、それを財政安定化資金会計で補填することによる急激な残高減少が課題となっており、健全な運動体制を維持するため、この数年は一般会計の単年度収支均衡の原則を掲げています。同時に、組織率の低下による組合費納入の登録人員が全県本部にわたって減少し、歯止めがかからない状況であり、2024 年度の収入見込みは非常に厳しく、社福評でも単年度収支均衡と組合費減収をふまえた 2024 年度予算編成が求められています。

また、社福評では、さまざまな福祉分野の集会がある中、参加者や幹事も現場の職員が多いことから、土・日の開催を中心にしてきましたが、本部・県本部の働き方改革の点においても、平日の開催の可否なども視野に入れる必要があります。

これらの点をふまえ、今後、8 月の総会にむけて、社福評幹事会・集会のあり方を検討していきます。

5月20日全国幹事会

保育職場の人員確保・職員配置基準改善に向けた取り組みについて（案）

2023. 4. 28

近年、保育園で、送迎バスに置き去りにされた園児が死亡するなど、子どもの命が失われる事故が発生している。

保育事故を防止するためには、ミスを防ぐ仕組みを整備するとともに、最も重要なことは、慢性的な人員不足を解消する政策である。

職場での課題を集め、日頃、話をする機会のなかった自治体議員に現場の問題を知ってもらうことは、公立保育所の意義や役割を議員と共有することになり、結果として、職場を守り、子どもたちを守ることになる。

保育事故を防止し、子どもの育ちを保障するためには、保育職場の人員確保が必要であり、長年の課題となっている保育職場の職員配置基準改善に向けた取り組みが必須である。

具体的には、以下の通りの取り組みを提起する。

1. 目的

職場での課題を集め、日頃、話をする機会のなかった自治体議員に現場の問題を知ってもらうことで、公立保育所の意義や役割を議員と共有する。

2. 取り組み内容

（1）県本部・地連主催の集会・会議での取り組み

・5月中旬に発文で各県本部に取り組みを要請。5月20日の全国幹事会においてあらためて取り組みを要請。

・県本部・地連主催の集会や会議の場で、「配置基準改善シート」と「改善ひと言シール」を配布する。

・集会や会議に参加した組合員が、「職場で困っていること」や「こんなことを変えたい」ということを「改善ひと言シール（葉っぱのデザイン）」に記入してもらい、「配置基準改善シート（木のデザイン）」に貼ってもらう。

・県本部が主となって、組織内議員を中心に、自治体議員と組合員との意見交換の機会を設け、「配置基準改善シート」を使って、現場の問題を伝える。

・「ひと言シール」が貼られた「シート」は、写真を本部あてに送付してもらう。

(2) 単組・支部での取り組み

- ・職場の課題など、意見交換の機会を設けることが可能な場合は、単組・支部主催で「シート」「シール」の取り組みを行う。
- ・組合員に、「職場で困っていること」や「こんなことを変えたい」ということをシールに記入してもらい、シートに貼る。
- ・保育職場で働く職員（正職員、会計年度任用職員、非正規職員）間で、話し合う機会を設けることができなければ、シールを個別に配布・回収し、支部役員が代わりに貼る。
- ・1枚のシールで書ききれない場合、複数のシールに分けて記入してもらう。

(3) 自治体議員との意見交換の実施（実施可能な単組のみ）

- ・各保育職場で記入したシートを集めて、自治体（単組）分まとまったら、自治労組織内議員を中心に、意見交換会への参加を呼び掛ける。
- ・可能であれば、単組の組合事務所会議室の壁などに集まったシートを掲示して、参加した自治体議員に、各職場から集まった課題を見せる。
- ・自治体議員にシートを見せながら、現状の問題や変えてほしいことを伝える。
- ・単組執行部（委員長や書記長）にも同席してもらい、保育職場での課題を共有する。
- ・議員との意見交換の場やシートを撮影した写真データを、県本部通じて、本部に提出してもらう。

3. 取り組み対象

保育職場の配置基準改善を求めするため、保育職場（保育所）中心に配布する。学童保育も、職員の人員不足が課題であるので、可能な単組は配布する。

4. 取り組み方法

- ① 発文で取り組みを各県本部に要請し、各県本部に一律に、シート・シールを配布する（追加配布を希望する県本部は、連絡をもらう）。
- ② 各県本部担当者と県本部保育部会幹事が、取り組み可能な単組を検討し、可能な県本部・単組から実施
- ③ 各地連主催の集会・会議で取り組み可能な場合は、速やかに実施する。

5. 配布グッズ

① 保育職場の配置基準改善シート

・子どもの健やかな育ちを願って、木のイラストをデザインしたシートに、葉っぱの一言シールを張り付ける。

配布予定数：700 シート（各県本部 5 枚＋追加予備 465 枚）

②改善ひと言シール

配布予定数：10,000 枚（各県本部 50 枚＋追加予備 7,650 枚）

※葉っぱのシールは、上下左右、どちらから書いても、どの向きに貼っても可能。

6. スケジュール

・グッズは、5月22日を目途に完成予定。希望枚数（一律配布数＋希望数）を各県本部に配布する。

・5月下旬以降に実施を予定している県本部・地連集会で、まずは取り組んでもらう。

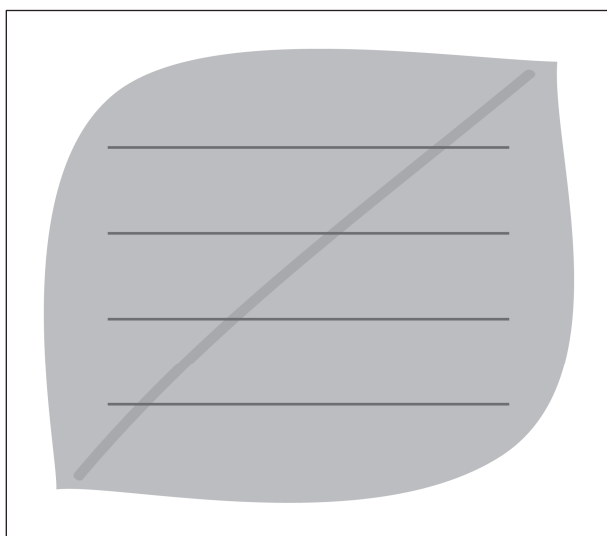
・7月上旬を取り組み第1次集約として、7月28日に予定しているこども家庭庁への要請時に、「一言シート」や「一言シール」に記載された現状の課題を集約して提出する。

・単組・支部段階は、可能な時期に取り組みを実施してもらう。

・第2次集約（7月中旬）以降の集約分については、別途、対応を検討する。

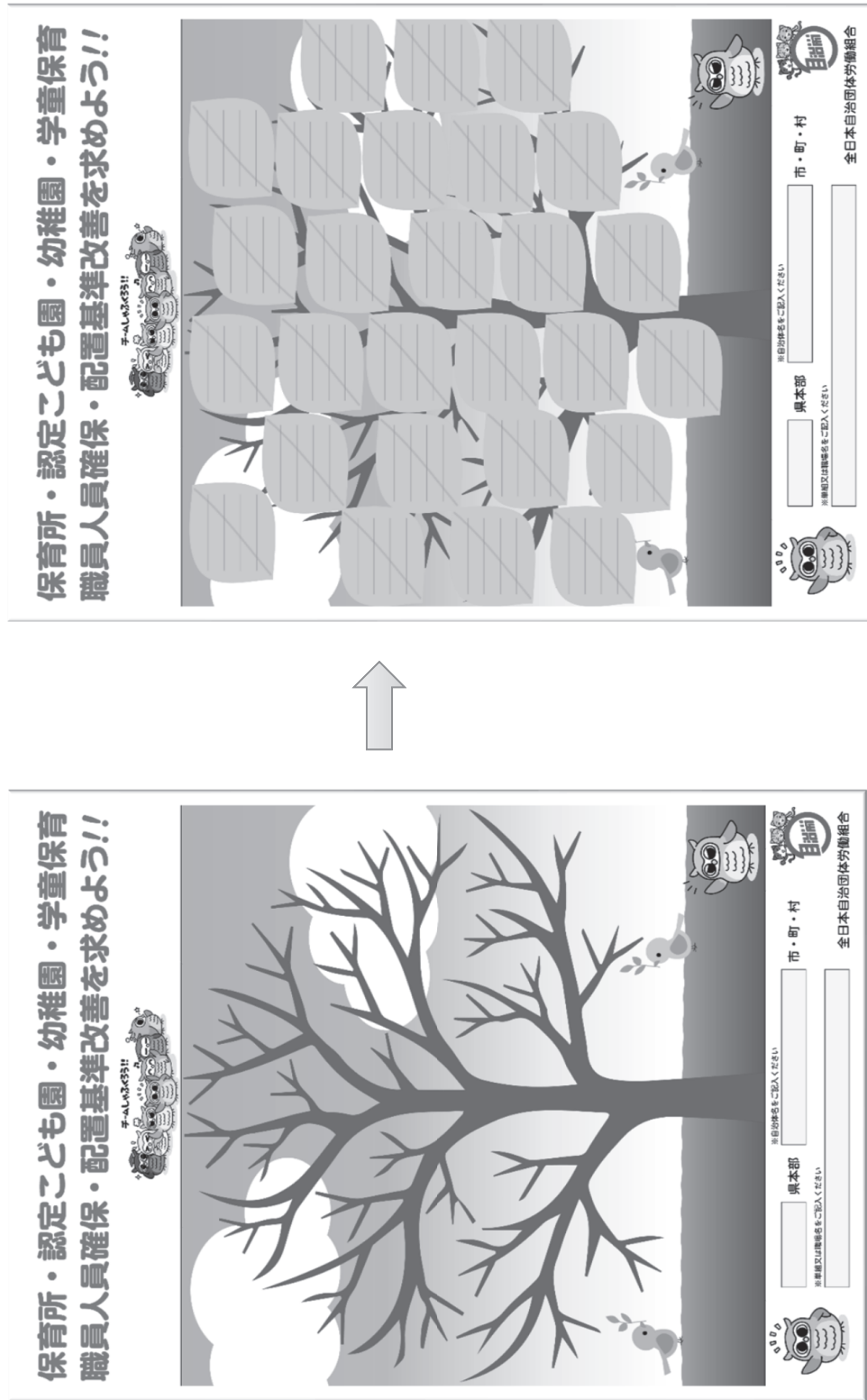
以上

【改善ひと言シール】



職員配置基準改善に向けた取り組み

- ◇ 「配置基準改善シート」に職場の困りごと、変えていきたいこと等を記した「改善ひと言シール」を貼付



本部、県本部、単組で回収。シートは議員との意見交換等、広く活用予定

各県本部委員長様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 川本 淳
(総合政治政策局 社会福祉評議会)

保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める自治体意見書採択について (6月議会、9月議会、12月議会)

日頃の取り組みに敬意を表します。

保育所等を利用する児童の数は、273万人で前年比1.2万人の減少となっていますが、フルタイムの共働き世帯割合の増加や女性就業率の上昇など、今後の保育ニーズは、再び増加する可能性がありますとされています。

一方、待機児童数の解消に向け、保育所等で働く保育士数は、年々増加しているものの、保育士資格を有しながら保育所等で働いていない保育士も数多く存在しています。

厚生労働省「保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない求職者意識調査」(2013年)によると、保育士として就業を希望しない理由は、「賃金が希望と合わない」(47.5%)、「責任の重さ・事故への不安」(40.0%)との回答がされるなど、保育士が働く職場の環境改善は、喫緊の課題となっています。

そうした中で、公立・私立に関わらず、保育施設での子どもの死亡事故が発生していることから、子どもの命と安全を守るために、より一層、保育施設での安全対策が求められています。

しかし、保育施設の保育士配置は、OECD先進国と比較しても、少ない職員配置で大勢の子どもの保育を行わなければならない基準となっています。とりわけ、公立保育所は、医療的ケア児や障害児、外国籍等の児童等の対応を担うなど、通常の保育に加えて、公立保育所として地域のニーズに対応する責務も担うなど、保育士一人ひとりの負担は増すばかりです。

つきましては、社会福祉評議会は、長年改善されてこなかった保育施設の職員配置基準改善を求めて、地方議会に対する意見書採択の取り組みを行うことといたしました。

お忙しいところ申し訳ありませんが、本部モデル案を送付いたしますので、下記の通り、取り組みをお願いいたします。

意見書採択の取り組み実施時期については、6月議会、9月議会、12月議会を設定しておりますので、それぞれの県本部・単組において、可能な時期に対応頂ければ結構です。

なお、2024年度の地方財政計画・地方交付税総額の確保をめざして、別途、6月議会における意見書採択の取り組みを要請しておりますので(<https://remote2.cybozu.co.jp/cgi-bin/cbgrn/grn.cgi/dm/view?did=252791&br=1>)、可能な県本部・単組については、連携した取り組みをお願いいたします。

また、類似の内容の意見書採択にすでに取り組まれている場合は、意見書PDFデータを提出いただくよう、お願いいたします(別紙1記載の自治体を除く)。

1. 意見書採択について

(1)実施時期 2023年6月議会、9月議会、12月議会

(2)実施方法 地方自治法第99条の規定により意見書提出をお願いします。

(3)実施単位 各都道府県議会、各市区町村議会

※すでに51の県・市・区議会で意見書採択に取り組まれていることを、本部で把握しています。別紙にて、ご参照ください(別紙1)。

(4)意見書 別紙モデル案(別紙2)を参考に、各自治体の実情に合わせて、作成をお願いします。

地方自治法99条の規定による場合、意見書の提出先は、衆議院、参議院、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣(こども政策、

少子化対策)とします。

(5)参考資料 参考として、モデル意見書に簡単な解説を付けた説明資料(別紙3)も添付します。

(6)第1次集約 第1次集約は、7月14日(金)までをお願いします。
集約結果について、7月29～30日の保育集会にて報告します。

(6)集約方法 意見書は県本部で集約し、集約結果について登録をお願いします。
なお、登録にあたっては、6月議会で取り組まれた結果だけではなく、今後、採択予定(9月議会、12月議会)や検討中の場合についても、報告をお願いします。
第2次以降の集約については、今後、対応を検討します。
取り組み結果については、下記URL<集約結果>に登録をお願いします。
また、意見書データは、Word文書もしくはPDFデータにて添付をお願いします。

<https://jichiro.cybozu.com/k/566/>

2. その他 第2次以降の集約については、今後、対応を検討します。

3. 問合せ 自治労本部社会福祉評議会(門崎・会田)
TEL:03-3263-0261

別紙1 議会意見書可決自治体一覧.xlsx (application/vnd.openxmlformats-officedocument.spreadsheetml.sheet)

別紙2 自治体意見書モデル案.docx (application/vnd.openxmlformats-officedocument.wordprocessingml.document)

別紙3 保育施設の職員配置基準改善解説 .docx (application/vnd.openxmlformats-officedocument.wordprocessingml.document)

以上

国の配置基準改善に向けた意見書可決議会一覧

2023.4.12

	都道府県	自治体	自治労 単組	時期	対象
1	北海道	旭川市	○	2022年	ケア労働者
2		登別市		2022年	ケア労働者
3		歌志内市	○	2022年	ケア労働者
4	福島県	喜多方市	○	2021年	
5		福島市	○	2018年	
6		南相馬市	○	2018年	
7		伊達市	○	2018年	
8	群馬県	前橋市	○	2022年	
9		沼田市	○	2020年	
10	埼玉県	新座市		2022年	保育士
11		春日部市		2022年	
12		秩父市	○	2022年	
13		富士見市		2022年	保育士
14		吉川市		2022年	保育士
15	東京都	武蔵野市	○	2021年	
16		三鷹市	○	2021年	
17		小金井市	○	2021年	
18		中野区	○	2023年	保育士
19	千葉県	流山市	○	2022年	保育士
20		柏市	○	2022年	保育士
21		市川市	○	2023年	保育士
22	神奈川県	鎌倉市		2022年	保育士
23		大和市	○	2023年	保育士
24	石川県	小松市	○	2022年	
25		加賀市	○	2022年	
26		金沢市	○	2022年	
27	福井県	越前市	○	2022年	
28	愛知県	知立市		2022年	保育士
29		安城市		2022年	保育士
30		春日井市		2022年	保育士
31	三重県	三重県	○	2023年	保育士
32	滋賀県	守山市	○	2022年	保育士
33	京都府	京田辺市	○	2022年	保育士
34		京都市	○	2022年	

35	奈良県	奈良市	○	2022年	
36		大和高田市	○	2022年	
37		大和郡山市		2022年	
38		天理市	○	2022年	
39	大阪府	吹田市		2022年	保育士
40	兵庫県	伊丹市	○	2022年	
41		高砂市	○	2022年	
42		西脇市	○	2021年	
43		川西市	○	2021年	社会福祉事業職員
44	広島県	広島市	○	2022年	
45		尾道市	○	2022年	全てのケア労働者
46	鳥取県	倉吉市	○	2021年	保育士
47		鳥取市	○	2022年	保育士
48	高知県	須崎市	○	2021年	
49		南国市	○	2022年	保育士
50	福岡県	直方市	○	2022年	
51		大牟田市	○	2022年	

保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める

意見書（モデル案）

子どもは、他の何ものにも代えることのできない大切な存在です。

しかし、近年、公立・私立に関わらず保育施設において、子どもの尊い命が失われるという事態が生じています。もはや子どもの命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ません。

保育施設での重大事故は、保育士や事務職員等の人員不足が大きな原因であることは明らかです。

保育所待機児童問題が発生し、保育施設が急増した一方で、仕事に比べて処遇が低いことで人が集まらず人員不足が一層深刻化しており、一人ひとりの保育士の努力では限界にきています。

コロナ禍の中、保育の質の維持・向上に神経を使い、心をすり減らしながら精一杯働く保育士等職員が疲弊し職場を去ることのないよう、適切な配置基準に改善することとあわせて、安心して働き続けることのできる処遇に速やかに改善することが必要です。

子どもの命と安全を守ることができずに輝かしい未来は存在しません。

保育士の保育施設配置基準を少なくとも先進国並みの配置基準に改善すべく、政府に対し、次の通り求めます。

記

- 一 保育施設の配置基準を OECD 先進国並みの配置基準に改善すること。
- 一 保育施設・学童保育施設等職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化および会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じること。
- 一 保育施設・学童保育施設で働く職員の人員確保策を迅速に策定・実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

2023 年〇月〇日都道府県議会 又は 市町村議会

保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書解説

1 保育施設の配置基準を OECD 先進国並みの配置基準に改善すること。

日本の保育士の配置基準は、OECD 先進国の配置基準を大きく下回っています。

保育士の配置基準は、乳児については、他の先進国の基準に並ぶ「3人」の配置がとられていますが、「1歳以上」の基準でみると、他国の配置基準を大きく下回っています。政府は、4～5歳児の配置基準を「25人ごとに1人」に改めるとの検討を行っていますが、各国の基準と比べると、まだ不十分な水準であることがわかります。安心して安全な保育を提供するためにも、早急な配置基準の改善が必要です。

保育士の配置基準（保育士1人で見られる子どもの人数）2022年11/10東京新聞より引用

	日本	米 (ニューヨーク州)	英国	フランス	ドイツ
乳児	3人	4人	3人	歩けない子 5人、 歩ける子8人	6人
1歳	6人	(1歳半以 降は5人)	4人		
2歳	6人				
3歳	20人	7人	13人	15人	13人
4歳	30人	8人			
5歳	30人	9人			

※日本は現在の基準。日本以外の各国データは2009年当時の全国社会福祉協議会の報告書より

また、学童保育については、1クラスの子どもの人数は40人のままで、児童一人あたりの利用面積は1.65㎡（およそ畳1畳分）となっています。学童保育は、子どもの放課後の大切な生活・成長の場であり、「子どもたちのためになっているのか」という視点から、早急に基準を見直すことが必要です。

いま、小学校は35人学級に見直しが見直しがされていますが、学童保育の人数は40人のままで、在籍数ではなく出席率で設定されています。そのため、一部の学童保育では、放課後の児童の受け皿として、過密な状況を避けることができない状況です。そうした中、子どもたちに、豊かな放課後、居場所を提供できるかどうかは、放課後児童支援員の存在にかかっています。

しかしながら、放課後児童支援員は非正規職員が多く、低賃金であるがゆえに人員確保が困難という悪循環に陥っています。放課後児童クラブに入りたくても入れない子どもたちの増加傾向も社会問題化しており、学童保育に子どもを預けたいという親の期待とは、大きく乖離した状況になっています。

2 保育施設・学童保育施設等職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化および会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じること。

公立保育所では、会計年度任用職員の比率が5割を超えています。また、放課後児童支援員については、非正規職員が7割に達しており、正規職員でみても6割が400万円未満で、責任に見合った賃金とはなっていません。

公立保育所の保育士については、自治労「2020年度自治体会計年度任用職員の賃金・労働条件制度調査結果」によると、会計年度任用職員の割合が53%となっています。また、任用時の月給は、フルタイムであっても17.5万円にとどまっています。任用期間の上限については、「上限はもうけていない」が34.7%と最も多く、次いで「3年」が26.3%となっています。

また、放課後児童クラブ（学童保育）職員については、自治労「2020年度放課後児童クラブ・児童館実態調査」によると、公設公営の職員を除き、正規職員であっても、100～200万円未満が22.5%と最も多く、全体の約6割が400万円未満となっています。非正規職員については、20～30時間未満で働く職員が最も多く（30.8%）、賃金も全体の約6割が200万円未満となっています。

このような低賃金で雇用されていることもあって、放課後児童クラブを設置している単組のうち、7割の単組が「募集をしても人が集まらない」と回答しています。

子どもの最善の利益や保護者を支えることを最優先に考えて日々業務にあたっている保育士や放課後児童支援員の処遇改善が進まず、人員不足で疲弊し、離職してしまうことのないよう、保育所や学童保育職場の魅力を高め、処遇や労働条件の向上に取り組むことが重要です。

少子化や保育施設の老朽化によって、一部の地域では、閉園を余儀なくされる公立保育園も出てきています。地域の保育機能の崩壊を招くことのないよう、十分な財源保障が必要です。

2022年度の社会保障給付費は131.1兆円、そのうち子ども・子育て関連の支出額（家族支出：子どもや一人親を対象として現金給付、産前産後の休業補償、就学前教育・保育や児童養護をはじめとした現物給付）は9.7兆円で、社会保障給付全体の7.4%と推計されています。対GDP比で諸外国と比較しても1.7%で、欧州諸国の3%に比べてまだ不十分です。

保育所等を利用する子どもの人数は273万人で、利用率は、全年齢平均の50.9%と就学前児童数の過半数を占めています。

子ども・子育てへの給付は、未来への投資です。子どもたちに安心安全で豊かな育

ちを保障し、保育士等が誇りと充実感を持って働くことができる労働環境を実現するためにも、十分な財源保障が必要です。

3 保育施設・学童保育施設で働く職員の人員確保策を迅速に策定・実施すること。

保育職場で最も課題となっていることは、「保育士の数が足りないこと」です。

3歳児の配置についても、保育士の人員不足のため、「15：1」となっていない保育所が少なくありません。

自治労が2021年に実施した「3歳児の職員配置に関する実態調査結果」によると、保育職場で最も課題となっていることは、「保育士の数が足りないこと」が19%、「書類作成の業務が多いこと」が13%です。その他の回答には、「正規保育士を募集しても応募がない」、「会計年度任用職員の募集をしても、給料が低いため、応募がない」、「正規職員が足りないため、会計年度任用職員をクラス担任に充てている」、「休暇が取得しにくい」、「休憩が取りにくい」、「代替保育士の確保ができない」などの意見が出ています。

また、3歳児の配置が「15：1」になっていない理由についても、4割が「保育士の人員不足のため」と回答しています。

未来を担う子どもたちが健やかに成長するためには、保育施設の担い手の確保が不可欠です。

保育関係予算を増額し、保育士配置基準の引上げと処遇の改善によって、保育士、放課後児童支援員等を増員することが必要です。

保育施設の保育士配置は、OECD先進国と比較しても、少ない職員配置で大勢の子ども保育を行わなければならない基準となっています。とりわけ、公立保育所は、医療的ケア児や障害児、外国籍の児童等の対応を担うなど、通常の保育に加えて、公立保育所として地域のニーズに対応する責務も担っており、保育士一人ひとりの負担は増すばかりです。

保育事故を防止し、子どもの育ちを保障するためにも、保育職場の人員確保の速やかな実施が必要です。

【参考】

保育所における人員の最低基準についての自治労案（2009年）

保育所における人員の最低基準についての自治労案	
2009.7.31	
児童福祉施設最低基準第33条（現行）	自治労案
<p>保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。</p>	<p>保育所には、保育士、調理員及び嘱託医を置かなければならない。</p> <p>保育士の数は、0歳児2人につき1人以上、満1歳児4人につき1人以上、満2歳児6人につき1人以上、満3歳児12人につき1人以上、満4歳以上の幼児20人につき1人以上とする。この基準に基づき年齢別保育士配置人数を算出し、小数点以下については切り上げとする。</p> <p>ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。</p>
<p>《自治労案の考え方》</p> <p>3歳未満児については、特に個別の関わりが重要な時期。また運動機能の発達、自我の育ち、行動範囲の広がりなど成長発達が著しく、差が大きいため、0歳、1歳、2歳と別々に考える必要がある。食事、排泄の介助、移動時など、余裕をもって行えるよう発達過程に見合った人員配置が必要。また子どもの安全確保の面から、例えば1歳児12人のグループを想定した場合、排泄介助や外からの入室時など、子どもの動き、流れに合わせて必要となる配置は最低3人。</p> <p>3歳児については集団経験の差や身辺の自立度など個人差も大きく、20：1では個々への対応ができないことは保育現場では周知の事実。複数担任を基本とすべきであり、少なくとも12：1への改善が求められる。</p> <p>もともと30人を基本として考えられた幼児の保育士数は幼稚園を基本としているが、保育所が長時間の生活の場であることを踏まえ、グループ規模の縮小の検討も課題である。</p>	
<p>※上記自治労案は、2009年7月、自治労社会福祉評議会保育部会において検討した結果であり、今後、必要に応じて更新する予定。</p>	

自治労発2023第0340号
2023年 3月 17日

各県本部委員長様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 川本 淳
(総合政治政策局 社会福祉評議会)

社会福祉評議会「新採・未加入者」への組合加入促進ビラの送付について

連日のご奮闘に敬意を表します。

さて、社会福祉評議会では、新規採用者、未加入者、会計年度任用職員(臨時・非常勤等職員)の組合加入促進の取り組みの一環として、加入促進ビラを作成しました。
社会福祉評議会として初めての取り組みとなるため、ビラとデータを送付します。

社会福祉評議会職場においては、組合加入促進にむけて、積極的にビラを活用いただきますようお願いいたします。

記

1. 名称「社会福祉評議会『新採・未加入者』への組合加入促進ビラ」

2. 配布時期

2023年3月27日(月)までに、県本部に50部配布します。
追加の配布を希望される場合は、以下のURLまで、登録をお願いします。
なお、追加配布は、1県本部100部を上限でお願いします。

<配布申込受付>

<https://jichiro.cybozu.com/k/666/>

3. ビラデータの活用

データは、①裏面一部データ可変版、②PDFデータ版の2種類です。

①裏面一部データ可変版は、裏面の写真と組合連絡先部分が修正可能です。配布の際は、組合連絡先を必ずご記入の上、配布をお願いします。

なお、データは、下記URLより、「ファイル管理」にアクセスし、ダウンロードしてご活用ください。

<データ保管ファイル管理>

<https://remote2.cybozu.co.jp/cgi-bin/cbgrn/grn.cgi/cabinet/index?hid=7625>

4. 保育部会「人員確保と処遇改善」クリアファイルについて

昨年作成したクリアファイルについて、配布を希望される場合は、1県本部100部を上限に配布します。

配布を希望される場合は、上記URL<配布申込受付>まで、登録をお願いします。

なお、こちらのクリアファイルは、7月に実施する保育集会参加者にも配布します。

5. 問合せ先

総合政治政策局 社会福祉評議会(担当:門崎局長、会田)
TEL 03-3263-0261

以上

自治労 members

組合員になろう!

自治労は、地域の公共サービスを担う地方公務員や民間職場で働く仲間が集まる労働組合です。労働組合は、働く仲間が互いに助け合うことで、あなたの仕事、暮らしを全力でサポートします。

みんなが集まれば、大きな力になるよ!



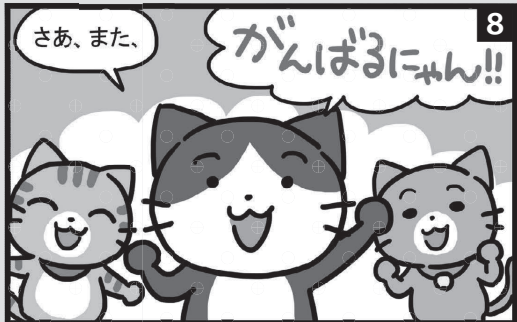
「さん」付けや「ちゃん」付けされるのが大嫌い。「がんばるにゃん」の「G」か「じちろう」の「じ」かは謎。



普段、穏やかで、後輩に優しいにゃんこ。でも、怒った時の「シャー」は、Jiji-senseiも真っ青。



今年から社会人の新人にゃんこ。ちょっと怖がりだけど、仲間が大好き。



自治労 社会福祉評議会

組合に入ったら、
いいこと
ありそう



自治労の 職場&全国の仲間がサポートします。

自治労は、北海道から沖縄まで全国の仲間が集まる組織。
自治体職員だけではなく、公社・事業団、福祉や医療などの
民間労働者や臨時・非常勤等職員、中小企業労働者も
自治労の仲間。日本最大の労働組合「連合」も仲間です。



自治労って？



自治労は、全国の
県庁、市役所、町
村役場などの地方
自治体で働く職員
や公社・事業団、
自治体事業を受託
している民間企業
などで働く労働者によって結成された労働組合で
す。日本の全都道府県2,586の組合、約74万人の組合
員が加入しています。

自治労は、全国の
県庁、市役所、町
村役場などの地方
自治体で働く職員
や公社・事業団、
自治体事業を受託
している民間企業
などで働く労働者によって結成された労働組合で
す。日本の全都道府県2,586の組合、約74万人の組合
員が加入しています。

社会福祉評議会って？



自治労社会福祉評
議会は、福祉（介
護、保育、生活保
護、児童相談など）
職場で働く職員、
障害労働者など、
約10万人が集まっ
ています。保育所、放課後児童クラブ、介護施設、生
活保護職場、児童養護施設、障害者施設、社協など、
多様な職場の仲間が参加しています。

自治労社会福祉評
議会は、福祉（介
護、保育、生活保
護、児童相談など）
職場で働く職員、
障害労働者など、
約10万人が集まっ
ています。保育所、放課後児童クラブ、介護施設、生
活保護職場、児童養護施設、障害者施設、社協など、
多様な職場の仲間が参加しています。

質の高いサービスを提供する



子ども・高齢者・
低所得者など、社
会福祉職場では、
新型コロナウイルス
による影響にと
どまらず様々な問
題が生じていま
す。省庁要請や国会対策の場を通じて、そうした現場
の課題を政府や国会議員に伝えるなど、質の高い公
共サービスが提供できる職場づくりにむけて取り組
んでいます。

子ども・高齢者・
低所得者など、社
会福祉職場では、
新型コロナウイルス
による影響にと
どまらず様々な問
題が生じていま
す。省庁要請や国会対策の場を通じて、そうした現場
の課題を政府や国会議員に伝えるなど、質の高い公
共サービスが提供できる職場づくりにむけて取り組
んでいます。

処遇・賃金を向上する



介護・保育所・学
童保育等職場は、
慢性的な人員不足
により、職員の業
務負担が大きくな
っていますが、や
りがいに頼るばか
りで、労働環境の改善は進んでいません。自治労社
会福祉評議会は、国や自治体への要請行動や集会で
の意見交換を通じて、福祉職場で働く職員の賃金・
労働条件の改善に取り組んでいます。

介護・保育所・学
童保育等職場は、
慢性的な人員不足
により、職員の業
務負担が大きくな
っていますが、や
りがいに頼るばか
りで、労働環境の改善は進んでいません。自治労社
会福祉評議会は、国や自治体への要請行動や集会で
の意見交換を通じて、福祉職場で働く職員の賃金・
労働条件の改善に取り組んでいます。

正規
職員も



非正規
職員も



自治体
職場で
働く人も



公共民間
職場で
働く人も



みんな
仲間！



組合の連絡先

 **自治労** (全日本自治団体労働組合)

〒102-8464 東京都千代田区六番町1 自治労会館
<http://www.jichiro.gr.jp/>

協議事項 6

幹事の講師依頼にかかる費用について

社福評幹事に対する講師依頼については、自治労本部財政執行基準に鑑み、今後は、以下の通りの取り扱いとすることを提案します。

1 本部幹事会への参加

幹事分（旅費・日当・宿泊費） 本部負担

2 地連・県本部主催の集会・会議

幹事分（旅費・日当） 本部負担

幹事分（宿泊費） 地連・県本部負担

※1 1日開催の会議など、主催者が宿泊を予定していない場合は、開催時間によって、適宜、本部が負担を検討します

※2 障労連幹事の随行者分（旅費・日当・宿泊費）は、地連・県本部で負担願います。

3 連合・DPI等、外部団体（本部からの要請による）

幹事分（旅費・日当・宿泊費） 本部負担

※1 主催団体から謝礼が支払われる場合は、日当の金額（2,000円もしくは4,000円）との差額分のみ支払います。

※2 障労連幹事の随行者分（旅費・日当・宿泊費）は、主催団体で負担願います。

4 その他

地連・県本部主催の集会・会議での講師依頼については、これまで同様、自治労本部委員長宛の講師依頼が必要となりますので、ご留意願います。

以 上

2023年度社会福祉評議会の

月別	機関会議	三役会議	集会	保育部会	介護部会	セーフティネット部会
2022年 8月	拡大全国幹事会 20日 (ハイブリ・6階ホール)	20日午前 (ハイブリ・6階ホール)				
9月						
10月			全国介護・地域福祉集会 22日(WEB・6階ホール) 29日(ハイブリ・連合会館) 30日(ハイブリ・連合会館)		①幹事会 (集会・分科会) 29日(ハイブリ) 30日(ハイブリ)	
11月	①常任幹事会 13日 (ハイブリ・6階)	①13日午前 (ハイブリ・6階)		①幹事会 20日 (ハイブリ・2階A)		
12月	①全国幹事会 11日13:00～ (ハイブリ・6階)	②11日午前 (ハイブリ・6階)	第41回総会 2日～3日 (対面・相鉄グランドブレッサ)			①幹事会(厚労要請) 16日～17日 (対面)
2023年 1月						
2月			くらしとこどもの福祉を 考える全国集会 25～26日 (ハイブリ・6階ホール)		②幹事会(厚労要請) 17日～18日 (対面) ①企画会議 18日午後(対面)	②幹事会 25～26日 (対面・6階ホール)
3月				②幹事会 11日 (2階A会議室)		
4月	②常任幹事会 15日13:00～ (6階ホール)	③15日11:00～ (6階ホール)				
5月	②全国幹事会 20日13:30～16:30 (WEB)		連合医療・介護フェス 20日10:00～12:00 (WEB)		③幹事会 13日12:00～16:00 (対面) ②企画会議 14日10:00～12:00 (対面)	
6月						③幹事会 24日11:00～ 16:00 (対面)
7月			全国保育集会 29～30日 (東京・ニッショーホール、 日本教育会館、自治労会館)	③幹事会(厚労要請) 28日(対面)		
8月	③常任幹事会 総会 19日 (ハイブリ・連合会館)	④三役会 19日 (ハイブリ・連合会館)				

注1 上記の予定されている日程は、本部および地連(地連集会)からの発文によって確定とする。

2 企画会議(全国介護・地域福祉集会)は、議長、担当副議長、介護部会長・幹事、社事労協議長・事務局長、社協ネット代表・3時から開始の幹事会の昼食は各自取得とする。

主な集会・会議日程予定(案)

2023/5/8

児童相談養育部会	社事労協	障労連	社協ネット	備考(地連集会 等)
				定期大会(30～31日)
	①三役会3日 ①幹事会17日 (WEB)	①幹事会 10日 (対面・6階ホール)	①幹事会 17日 (WEB)	
	②幹事会(集会・分科会) 22日(分科会・総会/WEB) 29日(全体集会/ハイブリ)	省庁要請 (総務省・厚労省) 11月11日	②幹事会(集会・分科会) 29日(全体集会/ハイブリ) 30日(分科会・総会/ハイブリ)	自治研集会(7～8日)
①幹事会 (厚労要請) 16日～17日 (対面)		②幹事会 2～3日		春闘討論集会(8～9日)
	②三役会 未定 ()			※公民評春闘討論集会(1/21～22日・連合会館)
②幹事会 25～26日 (対面・6階ホール)	②三役会8日 (WEB) ③幹事会 18日午前(WEB) ①企画会議 18日午後(WEB)		③幹事会18日午前 (ハイブリ) ①企画会議 18日午後(ハイブリ)	
		③幹事会 22日 (対面)		
	④幹事会 13日12:00～16:00 (対面) ②企画会議 14日10:00～12:00 (対面)		④幹事会 13日12:00～16:00 (対面) ②企画会議 14日10:00～12:00 (対面)	第164回自治労中央委員会(25～26日・WEB)
③幹事会 24日11:00～ 16:00 (対面)				
				第97回自治労定期大会(28～30日・函館市)

事務局長等で構成する。

2023年度社会福祉評議会役員体制（敬称略） ☆が部長 □が副部長（または事務局長）

地連	県本部	三役	常任幹事	全国幹事	保育部会	介護部会	セーフティネット部会	児童相談養育部会	社事労	障労連	社協ネット	合計	
北海道	北海道		佐々木 直人	五十嵐 大地	浦崎 雄樹 岡澤 悠	星野 敦子	小泉 隆一	神成 和江	□寺林 伸仁	本間 英樹	喜多 鉄平	10	
東北	青森	佐々木 伸一郎		橋本 慎太郎				調整中				1	
	岩手			田中 茂樹								☆鹿嶋 俊彦	3
	宮城			鈴嶋 久善		佐藤 由紀子					山口 健太		2
	秋田			本多 洋子									3
	山形			五十嵐 浩									2
福島	福島			半谷 喜代美								1	
	新潟		樋口 俊樹	柳 健太								2	
関東甲	群馬			矢 高 繁								1	
	栃木			山家 由希子	山家 由希子							1	
	茨城			今橋 孝仁	今橋 孝仁							1	
	埼玉	前原 朝子		小山 亮								2	
	東京	古林 明郎		調整中	後藤 紀行				調整中	江見 英一	□安藤 徹	7	
北信	千葉			福原 郷史	☆徳田 武史 押見 隆至							2	
	神奈川			深沢 満						吉田 麻莉		1	
	山梨			深澤 なおみ								1	
	長野			調整中	陰幡 真一							1	
北信	富山			坂田 毅治							佐野 由美子	3	
	石川			菅原 明浩	廣野 雅志							2	
	福井	伊原 尚子	伊原 尚子	亀間 妙子			亀間 妙子		明間 悠哉			4	
	静岡			大 隅 靖			佐藤 達也					3	
東海	愛知		杉浦 敦子	春日 悠希		☆天本 敬久						3	
	岐阜			村田 康明								1	
	三重			関根 正樹	山村 美佳						□関根 正樹	2	
近畿	滋賀			岡本 由美								1	
	京都		寺田 皓介	村上 亘								2	
	奈良			森井 雅也								1	
	和歌山			谷本 一誠		調整中					調整中	1	
	大阪			花房 克仁	川越 勝代 甲斐 陽		瀧川 敏史			☆相星 勝利		5	
兵庫			調整中	阪本 和秀				秋竹 展樹			2		

2023年度社会福祉評議会役員体制（敬称略） ☆が部長 ☆が副部長 □が副部長（または事務局長）

地連	泉本部	三役	常任幹事	全国幹事	保育部会	介護部会	セーフティネット部会	児童相談養育部会	社事務	障労連	社協ネット	合計
中国	岡山			岩本 翔			奈良 竜一	中村 謙治		□藤吉 忍		3
	広島			住廣 美智子							秋本 玲志	2
	鳥取			稲田 いずみ					梶谷 晃伸			2
	島根			松本 碩太	松本 和美							3
四国	山口		林 加津樹	林 正寛		大賀 陽世						3
	香川		瀧淵 昭彦	松本 直樹				松本 直樹				3
	徳島			橋本 敦士	田中 明美		田口 勇作			調整中	松本 祐一	4
	愛媛			大野 昌之	大野 昌之				堀川 武志			1
九州	高知			武内 昭憲								2
	福岡			藤井 浩二	江藤 女美							2
	佐賀			坂井 雅彦								1
	長崎			廣島 時一	本田 恵美子PT							2
	大分			工藤 秀斗					調整中		山田 泰也	2
	宮崎			藤本 聡						甲斐 安孝		2
	熊本			園井 賢俊			☆佐藤 剛士					2
	鹿児島			階元 仁		新戸 雄一						2
	沖縄			前底 伸幸	宮城 章乃			☆森田 修平				3
	計		4	9	44	15	8	8	8	6	7	8

< 資 料 >

3月16日、参議院総務委員会の岸まき子参議院議員発言要旨

保健所や地方衛生研究所の人員体制強化について

岸真紀子 組織内参議院議員

新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、保健所の人員増が進んでいるが、経験の浅い若手職員が多く、年齢構成や経験年数のバランスが悪いことが懸念される。給与の高いグループ（職員 A）が減少し、給与の低いグループ（職員 B）が増加しているため、割合にバランスの悪さが見られる。2014年度と2019年度に職員 A と職員 B の配分を大きく変えた理由を伺いたい。2023年度の増員分についても経験のある職員を配置するために職員 A の配分を増やすべきだと考えるがいかがか？

原邦彰 総務省自治財政局長

職員 A と職員 B の構成割合について、地方公務員の実態調査と給与実態調査をもとに調整されている。2014年は、2013年の実態調査で実態に合わせて職員 A と職員 B への移し替えを行った。給与を下げる目的で行ったものではない。最近の実態調査では職員 A の比率が低かったため、職員 B の若手職員で増員をして配置したい。

岸真紀子 組織内参議院議員

可能な限り、年齢バランスや経験年数のバランスをきちんととっていただきたい。

保健所や地方衛生研究所で薬剤師や獣医師などの専門職の不足について

岸真紀子 組織内参議院議員

保健所や地方衛生研究所で働く薬剤師や獣医師が不足している問題がある。地方では採用を募集しても応募がないという状況も聞いている。保健所の専門職の確保対策について、厚生労働省としてどのように考えているのか伺いたい。

鳥井陽一 厚生労働省 大臣官房審議官

専門職の役割は重要であり、各保健所設置自治体において地域の実情に応じて確保していると考えているが、厚生労働省としても地方自治体の声を聞きながら、好事例の周知などにより支援していく。

保健所職員の過労死ラインを超える過重労働と対策について

岸真紀子 組織内参議院議員

自治労の調査により、保健所で働く職員の23%が過労死ライン月80時間以上の時間外労働を経験していることが明らかになった。業務量が増加し、適切な人員配置がなされていない状況が続いている。政府は適正な労務管理が必要としているが、保健所の過重労働対策についてどのように考えているのか。

鳥井陽一 厚生労働省 大臣官房審議官

保健所職員の労働負担が増加しており、安心して働ける環境整備が必要である。厚生労働省は感染症対応業務に従事する保健師の増員や業務の効率化・合理化を推進している。また、次の感染症危機に備えて計画的な人員確保や体制整備を進めるため、改正感染症法等に基づく予防計画や健康危機対処計画の策定を求めている。引き続き感染症有事に対応可能な保健所体制構築を支援する。

保健所職員のカスタマーハラスメント対策について

岸真紀子 組織内参議院議員

コロナ対応で保健所職員の51%がカスタマーハラスメントを受けており、心身共に過重労働が続いている。保健所以外でも公務におけるカスタマーハラスメント対策が必要と考えるが、総務省の見解を求める。

大沢博 総務省 自治行政局公務員部 部長

カスタマーハラスメント対策は、労働施策総合推進法によりパワーハラスメント防止の義務があるが、カスタマーハラスメント対策は義務ではなく事業主が行うことが望ましい取組という位置づけである。総務省は地方公共団体に対し、カスタマーハラスメントの苦情相談があった場合に組織として対応し、職員の救済をはかるよう要請している。カスタマーハラスメント対策を行っている地方団体は増加しているが、まだ約4割の団体が対策を講じていない。総務省は昨年12月に改めて対策の適切な取り組みを要請し、今後も取組状況のフォローアップと対策実効性の確保を助言していく。

地方公務員のメンタルヘルス対策について

岸真紀子 組織内参議院議員

過重労働やカスタマーハラスメントなどでメンタルヘルス不調を訴える職員が増加し、離職も発生している。地方公務員のメンタルヘルス対策の強化が重要

だと考える。総務省としての対策について伺いたい。

大沢博 総務省 自治行政局公務員部 部長

地方公共団体のメンタルヘルス不調による休務者が増加している。総務省は関係団体と連携し、令和 3 年度から総合的なメンタルヘルス対策に関する研究会を開催し対策を検討している。令和 3 年度では、研究会の報告をもとに各自治体がメンタルヘルス対策の計画を策定し、全庁的な体制で総合的に取り組むことが必要であるとして、地方団体に助言を行っている。今年度の研究会では、メンタルヘルス不調の予防から職場復帰、再発防止までの取組をまとめた計画を各自治体が自主的に策定できるよう、標準的な計画のモデルを策定する予定である。今月末を目途に各自治体に情報提供し、自治体のメンタルヘルス対策が一層推進されるよう取り組む予定である。

保健所や地方衛生研究所の人材育成と予算確保について

岸真紀子 組織内参議院議員

保健所や地方衛生研究所は慢性的な人員不足で教育研修や人材育成ができていない。新たな感染症に対応するためにも公衆衛生行政の教育研修や人材育成が必要だが、予算の確保も含め、厚生労働省としてどのように考えているか質問したい。

鳥井陽一 厚生労働省 大臣官房審議官

保健所や地方衛生研究所の職員の人材育成は重要であり、厚生労働省は地方自治体の人材育成に向けた取り組み支援の充実に努めている。具体的には、健康危機に即応できる人材育成を計画的に進めるために、改正感染症法に基づき保健所設置自治体に対し予防計画の策定を求めるとともに、各保健所や地方衛生研究所に研修や実践型訓練を含めた計画の策定を求めている。令和 5 年度の地方財政措置に人員確保が盛り込まれている。また、令和 5 年度予算には研修や保健師の研修等への補助や、地方衛生研究所で実施する検査能力の向上等に資する実践的な訓練に対する財政支援が盛り込まれている。引き続き、人材確保や人材育成について支援していく考えである。

岸真紀子 組織内参議院議員

今回の予算では人員が増えるとのことだが、引き続き積極的な要求をお願いしたい。

児童相談所、市区町村の体制強化について

岸真紀子 組織内参議院議員

新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランが策定され、児童福祉司、児童心理司の増員に必要な地方財政が措置されているが、児童相談所では虐待以外の相談が約5割あるという状況。これらの実態を把握していなければ、人数を増やしても現場が大変な状況は変わらない。地方財政措置にあたっては虐待以外の部分も加味しているのか。

原総務省自治財政局長

配置基準については、児童虐待以外の相談も含め業務量を勘案し、平均的な相談件数に対応できる配置に加え、虐待相談件数の多い児童相談所については、その件数に応じて加配を行っているところ。今後とも必要な体制が確保されるよう、関係省庁と連携しながら適切に対応して参りたい。

岸真紀子 組織内参議院議員

児童福祉司と児童心理司の割合は最低でも3対2が望ましいが、本プランの増員では2対1である現状と変わらないことになるが、プランは必要に応じ改善していくのか

野村厚生労働省子ども家庭局審議官

児童心理司については、施行令で児童福祉司2人に対して1人を配置することが標準とされており、本プランでは、それも踏まえ増員の目標値を掲げたところ。現状においても児童心理司の確保に苦勞している自治体もあり、児童福祉司と児童心理司の割合を直ちに直すには課題があると認識しているが、心理的ケアが必要な親子再統合支援を民間との協働による事業を制度の中に位置付けたところであり、そうしたことも通じて、児童相談所の支援の強化をはかって参りたい。

岸真紀子 組織内参議院議員

経験が必要となる児童福祉司の経験年数について、その半数近くが3年未満となっている現場実態があり、スーパーバイザーがさらに必要となると考えるが、本プランよりもさらに大胆に増やす考えはないのか。

野村厚生労働省子ども家庭局審議官

ご指摘のとおり、スーパーバイザーの役割は児童相談所の体制強化をはかっていく上で重要であると考えており、これまでのプランにおいてもスーパーバ

イザーを増員する目標を立て、目標を上回るペースで増員がはかられてきたところ。

本プランにおいても、250名程度増員をはかる目標を立てており、あわせて自治体が行うスーパーバイザー任用研修の経費補助など、各自治体におけるスーパーバイザーの確保・養成の取り組みに対する支援を行うこととしている。今後ともスーパーバイザーの増員、確保に努めて参りたい。

岸真紀子 組織内参議院議員

一時保護所の職員について、措置費の拡充として財源措置されている特殊勤務手当の支給が未実施となっている自治体がある。子どもの福祉のためにも実施させるべきと考えるが、見解を伺いたい。

野村厚生労働省子ども家庭局審議官

ご指摘のとおり、一時保護所の職員については、令和2年度より措置費の拡充により月額2万円の処遇改善を可能としているところ。未実施の自治体は令和4年4月現在で13自治体となっている。これらの自治体については個々の自治体に関する調整事項があると考えているが、今後、個別に状況を伺いながら、国としてできることを考えつつ、処遇改善の実施、着手を促して参りたい。

岸真紀子 組織内参議院議員

母子保健と家庭児童相談に配置されている職員の多くは、会計年度任用職員が多い実態にある。これらを一体的に行っていくとして創設される市区町村の子ども家庭センターには、正規職員の配置など、子どもの福祉に必要な、さらなる配置を求めいくべきと考えるがいかがか。

野村厚生労働省子ども家庭局審議官

令和6年4月からの施行ということで新たに創設される子ども家庭センターについては、各自治体がそれぞれの実情に合わせて整備を進めていくことができるよう人員配置などの設置運営に係る検討を進め、財政面を含め必要な人材確保に係る支援を検討して参りたい。

※本部は、今後も動向を注視し、情報提供します。

以上



社会福祉評議会保育部会は、保育士・幼稚園教諭・保育教諭・調理師・放課後児童支援員等子どもに関わる全ての組合員で構成されています。

コロナ禍の中、日々奮闘されている皆さんに敬意を表します。

11月20日に第一回社会福祉評議会保育部会幹事会が行われました。感染状況に合わせオンラインでの会議が続いていましたが、今回は感染予防対策を行いながら対面とWEBを併用した会議となりました。

会議の内容としては、第43回全国保育集会の企画がメインとなりました。7月に行った第42回の集会の参加者アンケート等を踏まえ、次回の集会も対面とWEBによる開催を予定しています。しかし、WEBによる集会は気軽さ、参加のしやすさの反面、全国の仲間たちと心を通わせること、悩みを共有することの難しさを感じています。

連日の報道もあり保育職場を取り巻く状況は、更に厳しさを増しています。保育部会では今までの積み重ねてきた活動を今後も大切にしていきたいと考えていますので、保育集会が情報交換、交流、問題解決の場となるように、ご協力をよろしくお願いいたします。



2023年度保育部会体制

2023年度の保育部会体制は右記のとおりとなります。よろしくお願いいたします。

～今後の日程～

- ・ こども家庭庁との意見交換を
6月以降に開催予定
- ・ 全国保育集会を
7月29日（土）～30日（日）に
開催予定

部会長	徳田 武史（東京）	保育士
幹事	岡澤 悠（北海道）	保育教諭
	田中 恵（岩手）	保育士
	山家由希子（栃木）	保育士
	降幡 真一（長野）	保育士
	山村 美佳（三重）	保育士
	川越 勝代（大阪）	調理師
	阪本 和秀（兵庫）	保育士
	松本 和美（島根）	保育士
	大野 昌之（愛媛）	保育士
	江藤 友美（福岡）	保育士
	浦崎 雄樹（北海道）	放課後児童支援員
	押見 隆至（東京）	放課後児童支援員
甲斐 陽（大阪）	放課後児童支援員	

「子どもの未来・ほいくの未来」のために、共に取り組みを進めていきましょう。

障労連 んらくかい ニュース 第64号

第41回自治労障害労働者全国連絡会総会報告！

12月2日(金)13:30~16:30 第1分科会(肢体・内部)

第2分科会(視覚障害)

3日(土)13:30~16:30 第3分科会(聴覚障害)

第4分科会(知的・精神・発達障害等)

会場：相鉄グランドフレッサ東京ベイ有明

12月2日(金)~3日(土)、対面にて開催し、17
県本部55人が参加しました。

分科会では、①障害者活躍推進計画の運用状況に
ついて、②各職場の合理的配慮の状況、事例、要望
等を共通テーマとして、討議レポートに基づき、議
論・理解を深めました。



【代表メッセージ】大阪府本部 相星 勝利 代表

3年ぶりに対面開催が出来た、総会分科会に参加いただいた皆さん、大変お疲れさまでした。コロナ禍の中での開催で、懇親会等が開催できませんでしたが、やはり対面でのやり取り、意見交換、改めて大切だと実感しました。最後に再び代表の任に着かせていただきます、近畿地連・大阪府本部枚方市職の相星です。幹事メンバーも少し世代交代をしていますが、働く障害者の労働環境をはじめ、障害当事者が当たり前のように働き、地域で生き活きと生活できる環境、情報共有を関係団体と共に行い、全国の仲間に発信していきたいとおもいます。幹事一同、これからも宜しく、お願いいたします。

【第1分科会 肢体・内部障害】

第1分科会には、肢体・内部障害のある当事者27人の参加がありました。参加人数が多かったため、5つのグループに分けて各グループで意見交換等をしてもらい、最後にグループの代表から発言してもらいました。

各グループからは、「教育委員会での障害者雇用率が低い」「ダブルカウント制度」「義手交換時の通院の休みが取れなかった」「障害者活躍推進計画に障害当事者の声が届いていない」「異動時に階段は難しいと話したにもかかわらず、エレベーターの無い庁舎の3階に配属された」「職場異動時に配慮をしてもらいたい」「公用車の改造や駐車場の配慮をしてもらいたい」「福祉休暇の新設を求めたい」等の意見が出されました。



私たち障害当事者が考えている事や思っていることは、当事者側から発信しない限り当局に伝わるといふ事は絶対に無いので、当事者運動や単組の強化を通じて問題点や改善点を当局に伝え、より良い職場環境をめざしていければと思います。【秋田県本部・山口幹事】

【第2分科会 視覚障害】

12月2日（金）13時30分より、8名が参加し、「視覚障害分科会」を実施しました。

まず、司会に藤吉さん（広島県本部）と記録（私：江見・東京都本部）で進めることになりました。初めに、京都府本部の西名さんから、IT デジタル化による音声読み上げについての当局の対応などについてレポートをいただきました。急激なデジタル化により、音声読み上げソフトがそれに対応していくことができなくなっていること、そしてそれを改善するどころか、担当者が紙による読み上げで対応していることなど、IT デジタル化に苦慮していることが報告されました。

また、東京からは、こちらも急激な IT・デジタル化、そしてペーパーレスの取り組みによりいままで同僚や支援者に読んでいただいていたものが、自身の PC 上でしか読めなくなっていることや、それを読むための音声読み上げソフトがデジタル化に呼応してバージョンアップや研修会がなされていないことなど、こちらとても大変な状況になっていることなどが報告されました。



いずれも、コロナ下で急激な IT・デジタル化が進みましたが、私たちマイノリティである視覚障

害者が、「おいてけぼり」になっている現状であることが明らかになりました。

そのほかの報告では、組合役員の立場で、各部署に配属されている障害労働者のジョブコーチ的な役目を行っているというとても興味深い報告や、「同僚で中途視覚障害になった組合員を何とか視覚障害でも働くことができる仕事の間を見つけたい。そのアドバイスをいただきたい」などの意見交換が行われました。

今回の分科会は、参加が少数ではありましたが、その分、参加者一人一人が時間を気にせず、とても深く有意義な意見交換ができたように感じました。

最後に、分科会参加者は、また来年度この場で再開することを誓い合いながら分科会を終了しました。【東京都本部・江見幹事】

【第3分科会 聴覚障害】

第3分科会には、聴覚障害当事者7人、その他、全体で16人の参加がありました。当事者の思いを共有したい、職場の実態を勉強したいと他の障労連仲間の参加があったのは大変良かったです。分科会では職場の問題点、改善要求点が報告されました。



「難聴で補聴器をつけているが、会議でマイクが使われないときは声が小さすぎて聞こえない」、「難聴で文字通訳者と一緒に会議に参加しているが、ひとりの場合、会議に出席できないときもある。『UDトーク』を使用しているが、会話が重なってしまうと認識できない」、「手話が出来るといふ職員がいるが、簡単な手話だけではどうしても会話の内容、会議の全体像がつかめない」、「手話通訳者が配置されているが、当局から『職員のためではなく、市民のために配置している』として通訳をお願いできない」、「仕事の不満は、聞こえる職員と同様に、聴覚障害当事者もあるが、それを言えずに結果的に仕事を辞めた仲間がいる」、「電話対応ができない、職場で回りの会話が分からない、昇進を含め、将来に不安がある」、「コミュニケーション不足による『職場の壁』を感じてきたが、職場の後輩が、口話、筆談、手

話と勉強し、通訳も行ってくれる。自分が主役となって仕事ができる環境になった」、「デジタル研修も行われ、職員にも障害を理解してもらっている。『UD トーク』の職場導入の契約も人事課に通すことができた」、「以前、ろうあ者が初めて配置される課に異動したが、専門用語が理解できなかった。

通訳士を配置してもらったが、通訳士も専門用語が分からないときもあり、一年後、通訳士の更新ができなかった」、「通訳士が 2 名配置になっているが、『職員のためにいるのではない』と当局に言われている。簡単なメモを読み取るシステムを導入したい。『電話リレーサービス』導入を当局にお願いしているが、状況がどうなっているのか分からない」。

障害者雇用促進計画については、改正時期を迎えるにあたり、「障害当事者が計画策定に参加するのは、当然、大事だがそれぞれの障害分野の当事者が出席するのがよいのでは?」、「計画があっても職場が変わらないと意味がない。組合も動いてほしい」、「計画の中に、障害者支援員を配置する項目を入れることができた」、「計画に障害者と健常者との交流会の項目がある」等の意見、報告がいただきました。

第 3 分科会の参加者の意見報告の中で、共通要求として出されたのが『情報保障』。雇用、職場改善において、聴覚障害当事者の立場から国への要求を行って欲しいとの意見も出されました。参加者のみなさんから頂いた大切な意見は、障労連の 2023 年度の活動に反映していきます。ありがとうございました。【宮崎県本部・甲斐幹事】

【第 4 分科会 知的・精神・発達障害等】

第 4 分科会は、精神・発達障害についての分科会です。

今回は、当事者 2 名を含め 9 名の参加者がありました。障害者雇用の対象となり、雇用以外でも注目されている障害であるため、当事者以外にも興味を持つ人の多い課題だと思います。

少人数であったため、全員で自己紹介を行いつつ、当事者には自分の職場での対応状況を話してもらいました。

当事者の一人は、以前、パネルディスカッションのパネラーを引き受け、今年から幹事を担ってくれています。発達障害である

とわかるまで、障害であると判明してから、鬱になったり、分限を受けそうになったりと困難な状況から現在までの体験を発表してもらいました。

そのほかの参加者の中に、人事当局と障害当事者の間に入り、利用できる制度や合理的配慮を進める仕事をしている人がいました。

厚生労働省の発達障害者向けの就労施策の中で公務員は対象外のものがあるとのこと。精神・発達障害とまとめてはいますが、障害の特性が一人ひとり異なり、苦手なことや得意なこと、それに合わせた働き方も違います。自らの心がけを行うことや、周りから配慮を受けることで、円滑な業務を行うことができる。それには職場の上司等との話し合いが必要ではないかとの意見が出されました。ただし、障害の状態や体調の変化があるため、こまめな話し合いが必要です。

個人で人事当局と話をするのは大変だと思います。障労連の活動が手助けになるとよいと思います。【広島県本部・藤吉副代表】



●役員紹介● 幹事：吉田 麻莉（神奈川県本部・厚木市職労）

今年度から全国幹事となりました。

入庁3年目の時、まだ差別解消法も手話言語条例もなく自分の障害に対する職場内での権利が何かも分からずにいました。

給与をもらう立場で何かを要求してはいけないと思い込んでおり、障害を隠して仕事をしていたが、ある日心労が重なり倒れ、その日から自分自身の職場環境に向き合うようになりました。

そんな時に組合の存在を知り、障労連に参加し、同じ聴覚障害の公務員が全国に沢山いる事を知りました。



職場にどのように要望していくか等、勉強させていただき、数年経て今研修には 100%手話通訳が付くようになりました。

それでもまだ職務内容に差があり、評価を下げられる等、差別的な扱いを受ける事もあり、まだまだ社会的にマイノリティである事を日々感じています。

差別解消法での合理的配慮の義務化が内部の職員には適用しない事などをふまえ、今後職場環境を変えていくため、今後どのように動いていくべきか、幹事として全国の同じ障害を持つ職員が丸となり働きやすい環境を作っていけたらと思います。



2023 年度障労連幹事体制

代表	相星 勝利	近畿地連・大阪府本部
副代表	藤吉 忍	中国地連・広島県本部
幹事	本間 英樹	北海道地連・北海道本部
	山口 健太	東北地連・秋田県本部
	江見 英一	関東甲地連・東京都本部
	吉田 麻莉	関東甲地連・神奈川県本部
	調整中	北信地連
	調整中	東海地連
	調整中	四国地連
	甲斐 安孝	九州地連・宮崎県本部

第 64 号 2023 年 1 月 20 日発行

No. 016



ニュース
KAIGORI NEWS

発行
自治労本部 社会福祉評議会
〒102-8464
千代田区六番町1 自治労会館5階
TEL:03-3263-0261
FAX:03-5210-7422

2023年4月4日発行

2023年度全国介護・地域福祉集会を開催しました!!



2022年10月22、29～30日、連合会館にて「2023年度全国介護・地域福祉集会」を開催しました。29日の全体集会では、厚生労働省老健局総務課の林俊宏課長と市民福祉情報オフィス・ハスカップ主宰の小竹雅子さんをお招きし、次期介護報酬改定に関する講演を行いました。

また、30日の分科会では、第1分科会「労働環境の改善」において、結城康博淑徳大学教授による「介護現場におけるハラスメントの対応」、梅田前部会長、中沼前副部会長、天本部会長によるパネルディスカッションを行いました。

第2分科会「地域包括ケアシステム」では、小山政男東京ケアネットワーク副理事長から、「『地域包括ケアシステム』を支える事業を創る、繋げる」との講演を受けました。

新幹事紹介

関東甲地連幹事に新たに選出されました自治労東京都本部西東京市職員労働組合の後藤紀行（ごとうのりゆき）です。私は、今年の3月に西東京市役所を定年退職、4月からは、再任用職員として働きます。西東京市職員37年の内、35年間福祉職場で働いてきました。

これまで、障害福祉課、保健福祉総合相談室、保健福祉計画課、高齢者支援課介護認定係といった職場で、相談業務、要介護認定、計画策定等の業務に携わってきました。

2000年の介護保険制度創設時に、初年度の介護支援専門員となり、20年間介護保険の業務に従事しました。経験が長いこともあり、自治労本部介護保険部会、連合本部の皆さんとともに要介護認定の見直し、地域包括ケアシステムの構築に向けた学習、厚生労働省との交渉、意見交換等に参加させていただく機会もあり、介護の社会化と制度改正における自治労の果たす役割の重要性は認識しているつもりです。

2020年4月から現在までは、コロナ禍、新設した、「福祉丸ごと相談窓口」で、生活困窮者自立支援法の主任相談員として、生活困窮、引きこもり等の相談業務を行っています。

同じ職場には、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーター、若者の引きこもり専門相談員、中高年の就労準備、就労支援員等もいるなかなか楽しい職場です。

また、週末は、西東京自治研センターとして、こども食堂のボランティア等も行っており、毎日様々な相談、社会課題に向き合う充実した毎日を過ごしています。

2006年から昨年まで、西東京市職員労働組合の委員長を務めていたことのあり、なかなか介護部会の活動に参加できませんでしたが、委員長職をバトンタッチできたので、介護部会の幹事として、皆さまとともに学び、実践していきたいと考え、幹事を受諾させていただきました。

皆さまと、楽しく活動したいと思っております。よろしくお願いいたします。



厚労省との意見交換

2月17日、介護部会では、厚生労働省に対して、次期介護保険制度改正をにらみ、要請書を提出した。

要請には、古林明郎社会福祉評議会議長、門崎正樹社会福祉評議会事務局長、天本敬久介護部会長、星野敦子幹事、後藤紀行幹事、大賀陽世幹事、田中明美幹事、会田麻里子書記の面々で行われ、厚生労働省からは、林老健局総務課長をはじめとした10人の各担当者が参加。

その後、各項目に対して真摯な意見交換が行われた。

【意見交換6項目】

- ① 新型コロナウイルス感染症に伴う支援等について
- ② 保険者機能の強化、支援について
- ③ 訪問介護、通所介護について
- ④ 居宅介護支援にかかる利用者負担について
- ⑤ 介護人材の確保離職防止について
- ⑥ その他



天本介護部会長（左）が要請書を提出

特に、「新型コロナウイルスの5類への引き下げ後の特養や老健等の対応について、現場は大変な危機感を持っている。今後、職員や利用者に対するワクチン接種の補助等についてどのように考えているのか」

「現場でコロナウイルスに感染した場合、労災、公災ではなくなるのが心配」

「複合型サービスの類型の創設において制度変更にあたって、若手職員の離職も心配」

「在宅訪問介護では、非常勤のヘルパーが多く、活動可能な時間も短時間。募集しても応募がなく、80代近いヘルパーが働いている。介護職の離職も増えていて、サービスが受けられない利用者もいる。人員不足は深刻な状況だ」と訴えた。

厚生労働省側は「5類への引き下げ後、個別にどの様に対応するかは、検討中。高齢者施設の感染対策が必要であることは、しっかり認識しており、現場からの懸念の声も聴いている。類型の見直しをしたとしても、一気にシフトダウンすることは申し上げていない。具体的な制度をどうするのか、出来るだけ早く示せるように、関係各部署に伝えて、対応して行きたい、都市部は独居の高齢者が多く、訪問介護は、サービスの要と考えている。サービス提供体制の維持と質の確保が重要だ」と回答した。

最後に天本敬久部会長が、「将来子どもたちが介護の仕事をしてみたいと思えるような魅力的な介護の現場を一緒に作って行きたい」と述べ、今後も継続した意見交換の実施を要請し、終了した。



じちろう

ネット

自治労 HP
フェイスブック
ツイッターも
続々更新中!



自治労情報にいつでもアクセス可能!

『じちろうネット』では、自治労本部が作成した
集会、セミナー、方針にかかる資料などを掲載しています。
また教宣用の素材提供なども行っています。

お申込みは県本部まで!

